【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2020年10月21日 提出

【計算期間】 第22期(自 2019年7月23日 至 2020年7月21日)

【ファンド名】 農中日経225オープン

【発行者名】 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 一生

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【事務連絡者氏名】 田原 輝行

【連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【電話番号】 03-5210-8500

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型 属性区分:株式(一般)/年1回/日本/日経225

商品分類および属性区分 一覧表

(当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ < http://www.toushin.or.jp/ > をご覧ください。)

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 | |
|----------|--------|-------------------|---------|--|
| | 国内 | 株式 | | |
| 単位型投信 | | 債券 | インデックス型 | |
| | 海外 | 不動産投信 | | |
| 追加型投信 | | その他資産() | 特殊型 | |
| ≥00±1X16 | 内外 | 資産複合 | 107436 | |

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに 運用されるファンドをいう。

内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を 源泉とする旨の記載があるものをいう。

インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの。

属性区分表

| | 投資対象資產 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 対象インデックス | |
|----------|-------------|---------|--------|----------|--|
| 株式 | | 年1回 | グローバル | | |
| | 一般 | 416 | | + | |
| | 大型株 | 年2回 | 日本 | 日経225 | |
| | 中小型株 | 426 | 北米 |] | |
| 債 | 勞 | 6E 4 GD | | - | |
| | 一般 | 年4回 | 欧州 | | |
| | 公債 | 年6回 | アジア | TOPIX | |
| | 社債 | (隔月) | | | |
| | その他債券 | 年12回 | オセアニア | | |
| | クレジット属性 () | (毎月) | 中南米 | | |
| 不 | 動産投信 | | | - | |
| ~ | の他資産(| 産() 日々 | | | |
| 資産複合 () | | | 中近東 | その他 | |
| | 資産配分固定型 | その他 | (中東) | 1 ` ´ | |
| | 資産配分変更型 | () | エマージング | | |

株式(一般):大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

年 1 回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉と する旨の記載があるものをいう。

日 経 225:目論見書又は投資信託約款において、日経225 (日経平均株価) に連動する運用成果を目指す旨の記載があること。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、 追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。(信託の目的、金額および追加信託の限度額(約款第2条))

<ファンドの特色>

ファンドの目的

この投資信託は、日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行うインデックスファンドです。
 - 当ファンドは、日経平均株価が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、日経平均株価が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、日経平均株価が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に日経平均株価が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

- ※ただし、主として次の要因により日経平均株価の動きと乖離が生じます。
- 1、株式配当金の受取による影響
- 2、株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
- 3、株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
- 4、株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と日経平均株価との乖離による影響
- 5、日経平均株価との構成銘柄が異なることによる影響
- 株式(現物)は、原則として日経平均株価採用銘柄のうち200銘柄以上に等株数投資を行います。
- 株式先物は、株価指数先物取引等を活用します。株価指数先物取引等を利用することによって取引 コストを軽減させつつ、日経平均株価との連動性を高める運用を目指します。

- 株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。
 - 当ファンドの基準価額の動きを日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、株式の実質組入 比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。
 - 実質組入比率とは、株式(現物)組入比率と株式先物比率を合計したものです。

日経平均株価(日経225)について

■ 指数の概要

- ・日経平均株価とは、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価 指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標(株式指数)の一つです。
- ・この指数は、1949年5月16日の単純平均株価176円21銭を基準として、日本経済新聞社が公表しています。

■ 構成銘柄の入替え

- ・毎年定期的に構成銘柄の見直しを行います。(原則として、毎年1回、10月の第1営業日)
- ・倒産による整理ポスト入りまたは上場廃止や企業再編による上場廃止、第2部への 指定替えなどの臨時の銘柄入替えが行われることがあります。

日経平均株価の著作権について

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される 著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定 する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社 日本経済新聞社に帰属しています。
- ・本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済 新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、 公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」 の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

|ファンドの仕組み

■当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。 当ファンドは、単独で株式市場へ直接投資を行います。

<イメージ図>



■主な投資制限

- ■株式への投資割合には、制限を設けません。
- ■外貨建資産への投資は、行いません。

●分配方針

■毎年7月21日(休業日の場合は翌営業日)に利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

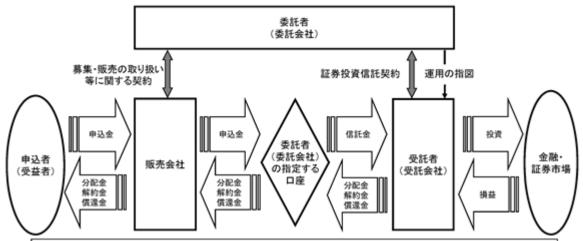
1998年11月17日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

2000年11月15日 有価証券届出書の提出

2000年12月1日 継続申込の開始日

2007年1月4日 振替制度へ移行

(3)【ファンドの仕組み】



≪委託者≫農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(委託会社)

- ①信託財産の運用指図
- ②目論見書および運用報告書の作成 等
- ※委託者(委託会社)は、当ファンドにおいて販売会社としての役割も有しています。
- (注)本書提出日現在、当ファンドに係る新規の口座開設を伴う受益権の募集・販売および既往の個人のお客さまへの 既保有ファンド以外の受益権の募集・販売は行っておりません。

≪販売会社≫

- ①ファンドの募集の取扱い・販売および一部解約の実行の請求の受付
- ②目論見書および運用報告書の交付
- ③収益分配金、償還金および一部解約金の支払い 等

≪受託者≫農中信託銀行株式会社(受託会社)(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

- ①信託財産の保管・管理・計算
- ②追加信託に係る振替機関への通知 等

委託者(委託会社)の概況(2020年8月31日現在)

資本金の額

34億2千万円

沿 革

1993年 9 月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日投資顧問業務の登録

9月30日投資一任業務認可取得

10月1日エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

2000年10月1日「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日金融商品取引業の登録

2012年7月26日 A 種種類株式15,000株を発行し15億円増資(資本金34億2千万円)

大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 持株数 (株) | 持株比率 |
|---------------|--------------------|------------|-------|
| 農林中央金庫 | 東京都千代田区有楽町1丁目13番2号 | 19,550 | 36.61 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 | 18,850 | 35.30 |
| 農中信託銀行株式会社 | 東京都千代田区神田錦町2丁目2番1号 | 15,000 | 28.09 |

(注)農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、 農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針(運用の基本方針)

この投資信託は、日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。(以下同じ。)

b . 運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

- (イ) 株式への投資にあたっては、原則として日経平均株価(日経225)に採用されている 銘柄の中から、200銘柄以上に等株数投資を行います。
- (ロ) 株式の組入比率は、高位を保ちますが、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ハ) 日経平均株価(日経225)に連動する投資成果を目指すため、株式の組入総額と株価 指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える場合が あります。
- (二) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸し付けを行うことができるものとします。この場合の貸付先は、次の第1号から第3号までの条件のうち、いずれかを満たすものとします。
 - 1.ムーディーズの長期格付でA3またはスタンダード・アンド・プアーズの長期格付でA-以上の格付を取得している場合
 - 2 . 第 1 号の条件を満たさない場合で、かつ、当該貸付先の親会社または持株会社が第 1 号の格付を取得している場合
 - 3.第1号または第2号に準ずると委託者が判断した場合

なお、当該貸付先が上記第1号から第3号までの条件のいずれも満たさなくなった場合 (上記第1号に規定された格付会社が貸付先またはその親会社もしくは持株会社について 格下げを検討している、または検討する予定である旨を発表し、かつ、格下げが実施され た場合に当該格付が上記第1号の条件を満たさなくなることが確実である場合を含みま す。)には、当該貸付先に対する新規貸付を中止し、貸付株式がある場合にはこれの返還 請求を速やかに行うものとします。

- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (へ) 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国のこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- (ト) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

(2)【投資対象】

運用の指図範囲(約款第17条)

委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2. 株主割当により取得する新株予約権証券または新株予約権付社債券
- 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- 4.外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号(上記3.)の証券の性質を有するもの
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 6.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)

なお、第1号(上記1.)の証券または証書を以下「株式」といいます。

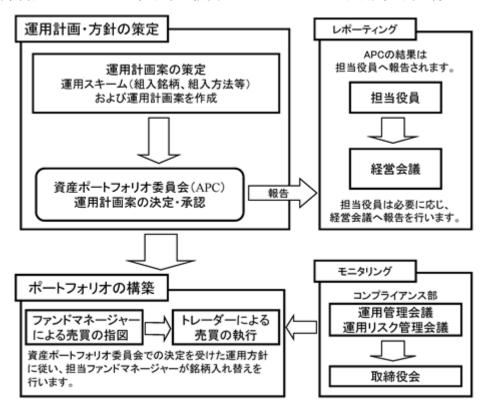
委託者は、信託金を、前項(上記 1.~6.)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等へ の対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項(上記 1.~ 5.)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

1. 運用体制

農中日経225オープンは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会(APC)>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定(承認)します。

2.ファンドの運用に携わる人員等

| 部署 | 人員 | | | | | |
|-----------|----------------------|--|--|--|--|--|
| 運用部 45名程度 | | | | | | |
| | (うち 投資判断に携わる者 30名程度) | | | | | |
| トレーディング部 | 10名程度 | | | | | |
| コンプライアンス部 | 10名程度 | | | | | |

3.ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

a. 収益分配方針(運用の基本方針 3. 収益分配方針)

毎決算時(毎年7月21日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

原則として利子・配当収益を中心に、委託者が決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式(約款第38条)

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c . 収益分配金の支払い等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除 きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前 のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と します。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとしま す。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものと し、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

a . 株式への投資制限(運用の基本方針 2 . 運用方法(3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

- b.外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限) 外貨建資産への投資は行いません。
- c.投資する株式等の範囲(約款第19条)

委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株 予約権証券については、この限りではありません。

d.信用取引の指図範囲(約款第21条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項(上記)の信用取引の指図は、次の各号(下記1.~6.)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号(下記1.~6.)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(第5号(上記 5.)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- e . 先物取引等の運用指図・目的・範囲(運用の基本方針 2 . 運用方法(3)投資制限、約款第 22条)

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

f . スワップ取引の運用指図・目的・範囲(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款 第23条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で 評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

- g. デリバティブ取引等に係る投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法によ り算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- h.信用リスク集中回避のための投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- i . 有価証券の貸し付けの指図および範囲(約款第24条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、銘柄毎の貸株残高株数が、信託財産で保有する当該銘柄の総株数(貸株残高株数を含みます。)の80%を超えない範囲内で貸し付けの指図をすることができます。なお、貸付先は、別に定める運用の基本方針に鑑み、委託者が適格と認めるものに限るものとします。

前項(上記)に定める限度を超えることとなった場合には、委託者は速やかに超過株数に相当する貸付株式の返還請求を行うものとします。

委託者は、第1項(上記)に定める株式の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。この場合の担保は現金または国債証券に限るものとします。なお、委託者は、受け入れた担保が現金の場合は、約款第17条第2項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

j . 有価証券売却等の指図(約款第29条)

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

k.再投資の指図(約款第30条)

委託者は、前条(上記j.)の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

1. 資金の借り入れ(約款第31条)

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一 部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。な お、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項(上記)の資金借入額は、次の各号(下記1.~3.)に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1.一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確 定している資金の額の範囲内
- 2 . 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
- 3.借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以下 前項(上記)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- m. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する 内閣府令第130条第1項第8号)

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

n.同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとなっております。

o.他のファンドへの投資 行いません。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

乖離リスク

当ファンドは、日経平均株価(日経225)との連動性をより高めるよう運用を行いますが、 主として次の要因により日経平均株価の動きと乖離が生じます。

- イ.株式配当金の受取による影響
- 口、株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
- 八.株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
- 二.株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と日経平均株価との乖離に よる影響

ホ. 日経平均株価との構成銘柄が異なることによる影響

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する 有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状 況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での 取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

(2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と 比べて下落することになります。
 - また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の 一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基 準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

日経平均株価(日経225)が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、日経平均株価が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、日経平均株価が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に日経平均株価が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

(3)投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(コンプライアンス部)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクを はじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議 を開催してこれらの管理状況を検証しています。

[運用管理会議]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

「運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を 行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

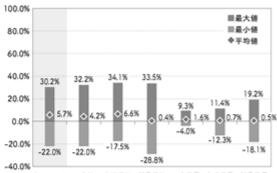
〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- *2015年9月~2020年8月の5年間の各月末における 直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の 推移について表示したものです。
- * 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資 したものとみなして計算した年間騰落率が記載 されていますので、実際の基準価額に基づいて計算 した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資 したものとみなして計算した基準価額が記載されて いますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



-当ファンド 日本株 先進回株 新興回株 日本国債 先週回債 新興国債

- *2015年9月~2020年8月の5年間の各月末における 直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド 及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと 代表的な資産クラスを定量的に比較できるように 作成したものです。
- * すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投 資したものとみなして計算した年間騰落率が記載 されていますので、実際の基準価額に基づいて計算 した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 先進国株…… MSCIコクサイ・インデックス(税引前

配当込み、円ベース)

新興国株 ····· MSCIエマージング・マーケット・イン デックス(円換算ベース)

日本国債····· NOMURA-BPI国債

先進国債····· FTSE世界国債インデックス(除く日本、

円ベース)

新興国債····· FTSE新興国市場国債インデックス(円 ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- ●東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の 算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標 又は標章に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により 提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる 損害に対しても、責任を有しません。
- ●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。 なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- ●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%(税抜1.5%)となっております。 詳しくは、委託者(下記参照)または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

< フリーダイヤル > 0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス > https://www.ja-asset.co.jp/

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に、2.の額を加算して得た額とします。

- 1.信託財産の純資産総額に年率0.583%(税抜0.53%)の率を乗じて得た額。
- 2.信託財産に属する株式の貸し付けにかかる品貸料(貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に49.5%(税抜45%)以内の率を乗じて得た額。但し、株式の貸し付けにあたって、担保とした現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付先に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数の場合は零とします。)に49.5%(税抜45%)以内の率を乗じて得た額。

上記 の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその 翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものと し、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり(税抜)とします。

1.上記 1.の配分

(年率)

| 委託者 | 販売会社 | 受託者 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|
| 0.22% | 0.28% | 0.03% | 0.53% |

2. 上記 2. の配分

株式の貸付けにかかる収益相当額のうち

| 委託者 | 委託者 受託者 | |
|-----|---------|-----|
| 38% | 7 % | 45% |

信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

(4)【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁するものとします。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用 (消費税等に相当する金額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年率0.0033%(税抜0.003%))を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1)から(4)の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金(普通分配金のみ)については、税率20.315%(所得税 15.315% 、地方税5%)が適用されます。(原則として確定申告不要です。)

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)を選択することもできます。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益(解約価額、償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。)を控除した差益額)については、税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%)が適用されます。(源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。)

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

損益通算について

一部解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡 所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当 する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約

時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%)、地方税の源泉徴収はありません。)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行は2000年4月1日の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託 を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。)

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる 「元本払戻金(特別分配金)」(受益者の元本の払い戻しに相当する部分)の区分があります。

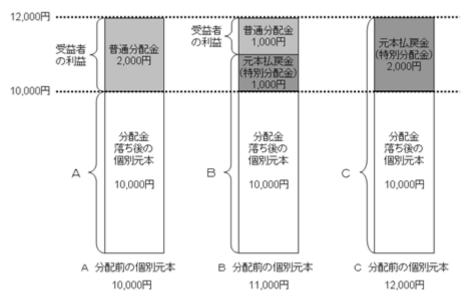
受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

≪収益分配時の個別元本のイメージ図≫

<具体例(前提条件)>

分配金: 2,000円 分配前基準価額: 12,000円 分配後基準価額: 10,000円



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度(マル優制度)の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容(2020年8月31日現在)が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2020年 8月31日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|----------------|----------------|---------|
| 株式 | 日本 | 10,314,409,120 | 90.14 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1,127,825,262 | 9.86 |
| 合計(純資産総額) | 11,442,234,382 | 100.00 | |

その他の資産の投資状況

| 資産の種類 | 建別 | 国 / 地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------|----|--------|---------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本 | 1,111,680,000 | 9.72 |

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|---------------------|------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | ファーストリテイリン グ | 小売業 | 16,000 | 59,340.00 | 949,440,000 | 63,280.00 | 1,012,480,000 | 8.85 |
| 2 | 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通 信業 | 96,000 | 6,464.00 | 620,544,000 | 6,598.00 | 633,408,000 | 5.54 |
| 3 | 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 16,000 | 29,800.00 | 476,800,000 | 27,150.00 | 434,400,000 | 3.80 |
| 4 | 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 16,000 | 19,340.00 | 309,440,000 | 19,965.00 | 319,440,000 | 2.79 |
| 5 | 日本 | 株式 | ファナック | 電気機器 | 16,000 | 20,795.00 | 332,720,000 | 18,605.00 | 297,680,000 | 2.60 |
| 6 | 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通 信業 | 96,000 | 3,341.00 | 320,736,000 | 3,078.00 | 295,488,000 | 2.58 |
| 7 | 日本 | 株式 | テルモ | 精密機器 | 64,000 | 4,175.00 | 267,200,000 | 4,310.00 | 275,840,000 | 2.41 |
| 8 | 日本 | 株式 | エムスリー | サービス 業 | 38,400 | 5,040.00 | 193,536,000 | 6,140.00 | 235,776,000 | 2.06 |
| 9 | 日本 | 株式 | 中外製薬 | 医薬品 | 48,000 | 5,285.00 | 253,680,000 | 4,721.00 | 226,608,000 | 1.98 |
| 10 | 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 16,000 | 13,135.00 | 210,160,000 | 12,885.00 | 206,160,000 | 1.80 |
| 11 | 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 32,000 | 5,929.00 | 189,728,000 | 6,087.00 | 194,784,000 | 1.70 |
| 12 | 日本 | 株式 | リクルートホールディ ングス | サービス 業 | 48,000 | 3,625.00 | 174,000,000 | 4,026.00 | 193,248,000 | 1.69 |
| 13 | 日本 | 株式 | TDK | 電気機器 | 16,000 | 10,870.00 | 173,920,000 | 11,010.00 | 176,160,000 | 1.54 |
| 14 | 日本 | 株式 | アドバンテスト | 電気機器 | 32,000 | 6,730.00 | 215,360,000 | 5,070.00 | 162,240,000 | 1.42 |
| 15 | 日本 | 株式 | セコム | サービス 業 | 16,000 | 9,501.00 | 152,016,000 | 10,025.00 | 160,400,000 | 1.40 |
| 16 | 日本 | 株式 | 第一三共 | 医薬品 | 16,000 | 8,824.00 | 141,184,000 | 9,447.00 | 151,152,000 | 1.32 |
| 17 | 日本 | 株式 | ファミリーマート | 小売業 | 64,000 | 2,391.00 | 153,024,000 | 2,350.00 | 150,400,000 | 1.31 |
| 18 | 日本 | 株式 | エーザイ | 医薬品 | 16,000 | 8,767.00 | 140,272,000 | 9,265.00 | 148,240,000 | 1.30 |
| 19 | 日本 | 株式 | オリンパス | 精密機器 | 64,000 | 1,978.50 | 126,624,000 | 2,099.00 | 134,336,000 | 1.17 |
| 20 | 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 80,000 | 1,733.00 | 138,640,000 | 1,664.50 | 133,160,000 | 1.16 |
| 21 | 日本 | 株式 | ソニー | 電気機器 | 16,000 | 8,379.00 | 134,064,000 | 8,309.00 | 132,944,000 | 1.16 |
| 22 | 日本 | 株式 | 花王 | 化学 | 16,000 | 8,720.00 | 139,520,000 | 8,069.00 | 129,104,000 | 1.13 |
| 23 | 日本 | 株式 | オムロン | 電気機器 | 16,000 | 7,490.00 | 119,840,000 | 7,770.00 | 124,320,000 | 1.09 |
| 24 | 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機 器 | 16,000 | 6,775.00 | 108,400,000 | 7,006.00 | 112,096,000 | 0.98 |
| 25 | 日本 | 株式 | バンダイナムコホール ディングス | その他製品 | 16,000 | 6,117.00 | 97,872,000 | 6,587.00 | 105,392,000 | 0.92 |
| 26 | 日本 | 株式 | トレンドマイクロ | 情報・通 信業 | 16,000 | 6,310.00 | 100,960,000 | 6,560.00 | 104,960,000 | 0.92 |
| 27 | 日本 | 株式 | 日東電工 | 化学 | 16,000 | 6,200.00 | 99,200,000 | 6,440.00 | 103,040,000 | 0.90 |
| 28 | 日本 | 株式 | 資生堂 | 化学 | 16,000 | 6,754.00 | 108,064,000 | 6,171.00 | 98,736,000 | 0.86 |
| 29 | 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・ データ | 情報・通 信業 | 80,000 | 1,265.00 | 101,200,000 | 1,212.00 | 96,960,000 | 0.85 |
| 30 | 日本 | 株式 | 塩野義製薬 | 医薬品 | 16,000 | 6,438.00 | 103,008,000 | 5,883.00 | 94,128,000 | 0.82 |

口.種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 国内 / 外国 | ************************************* | 投資比率 (%) |
|----|---------|---------------------------------------|----------|
| 株式 | 国内 | 水産・農林業 | 0.10 |
| | | 鉱業 | 0.04 |
| | | 建設業 | 1.76 |
| | | 食料品 | 3.38 |
| | | 繊維製品 | 0.14 |
| | | パルプ・紙 | 0.09 |
| | | 化学 | 7.12 |
| | | 医薬品 | 8.36 |
| | | 石油・石炭製品 | 0.19 |
| | | ゴム製品 | 0.59 |
| | | ガラス・土石製品 | 0.93 |
| | | 鉄鋼 | 0.06 |
| | | 非鉄金属 | 0.69 |
| | | 金属製品 | 0.19 |
| | | 機械 | 4.68 |
| | | 電気機器 | 17.23 |
| | | 輸送用機器 | 3.80 |
| | | 精密機器 | 3.75 |
| | | その他製品 | 1.92 |
| | | 電気・ガス業 | 0.16 |
| | | 陸運業 | 1.64 |
| | | 海運業 | 0.07 |
| | | 空運業 | 0.04 |
| | | 倉庫・運輸関連業 | 0.22 |
| | | 情報・通信業 | 10.73 |
| | | 卸売業 | 1.72 |
| | | 小売業 | 11.47 |
| | | | 0.50 |
| | | 証券、商品先物取引業 | 0.28 |
| | | 保険業 | 0.66 |
| | | その他金融業 | 0.55 |
| | | 不動産業 | 1.09 |
| | | サービス業 | 6.01 |
| 合計 | | | 90.14 |

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

| 資産の種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建 / 売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------------|-------|------------|------------|----|-----|---------------|---------------|----------|
| 株価指数先物 取引 | 大阪取引所 | 日経平均株価指数先物 | 買建 | 48 | 日本円 | 1,093,921,760 | 1,111,680,000 | 9.72 |

⁽注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

| | | 純資産総 | 額(円) | 1万口当たり純i | 資産額(円) |
|----------|---------------|----------------|----------------|--------------|--------|
| · | 期別 | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第13計算期間末 | (2011年 7月21日) | 7,968,410,348 | 8,066,754,880 | 6,887 | 6,972 |
| 第14計算期間末 | (2012年 7月23日) | 7,003,289,980 | 7,123,373,884 | 5,832 | 5,932 |
| 第15計算期間末 | (2013年 7月22日) | 10,223,270,205 | 10,309,250,350 | 10,107 | 10,192 |
| 第16計算期間末 | (2014年 7月22日) | 8,823,181,376 | 8,914,640,412 | 10,612 | 10,722 |
| 第17計算期間末 | (2015年 7月21日) | 10,504,807,205 | 10,628,887,689 | 14,392 | 14,562 |
| 第18計算期間末 | (2016年 7月21日) | 10,130,961,556 | 10,244,164,741 | 11,634 | 11,764 |
| 第19計算期間末 | (2017年 7月21日) | 9,697,634,928 | 9,833,820,130 | 13,886 | 14,081 |
| 第20計算期間末 | (2018年 7月23日) | 11,540,174,568 | 11,700,696,933 | 15,457 | 15,672 |
| 第21計算期間末 | (2019年 7月22日) | 11,721,442,490 | 11,899,801,250 | 14,787 | 15,012 |
| 第22計算期間末 | (2020年 7月21日) | 11,271,669,779 | 11,453,442,746 | 15,812 | 16,067 |
| | 2019年 8月末日 | 11,459,041,234 | | 14,300 | |
| | 9月末日 | 12,002,703,252 | | 15,133 | |
| | 10月末日 | 11,525,543,849 | | 15,940 | |
| | 11月末日 | 11,291,330,588 | | 16,186 | |
| | 12月末日 | 11,068,890,972 | | 16,457 | |
| | 2020年 1月末日 | 11,136,332,287 | | 16,134 | |
| | 2月末日 | 10,648,595,442 | | 14,704 | |
| | 3月末日 | 10,921,692,561 | | 13,295 | |
| | 4月末日 | 11,684,075,142 | | 14,169 | |
| | 5月末日 | 12,543,165,984 | | 15,349 | |
| | 6月末日 | 11,267,801,093 | | 15,657 | |
| | 7月末日 | 10,729,564,594 | | 15,005 | |
| | 8月末日 | 11,442,234,382 | | 15,985 | |

【分配の推移】

| 期 | 計算期間 | 1万口当たりの分配金(円) |
|----------|-------------------------|---------------|
| 第13計算期間末 | 2010年 7月22日~2011年 7月21日 | 85 |
| 第14計算期間末 | 2011年 7月22日~2012年 7月23日 | 100 |
| 第15計算期間末 | 2012年 7月24日~2013年 7月22日 | 85 |
| 第16計算期間末 | 2013年 7月23日~2014年 7月22日 | 110 |
| 第17計算期間末 | 2014年 7月23日~2015年 7月21日 | 170 |
| 第18計算期間末 | 2015年 7月22日~2016年 7月21日 | 130 |
| 第19計算期間末 | 2016年 7月22日~2017年 7月21日 | 195 |
| 第20計算期間末 | 2017年 7月22日~2018年 7月23日 | 215 |
| 第21計算期間末 | 2018年 7月24日~2019年 7月22日 | 225 |
| 第22計算期間末 | 2019年 7月23日~2020年 7月21日 | 255 |

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率(%) |
|----------|-------------------------|--------|
| 第13計算期間末 | 2010年 7月22日~2011年 7月21日 | 9.4 |
| 第14計算期間末 | 2011年 7月22日~2012年 7月23日 | 13.9 |
| 第15計算期間末 | 2012年 7月24日~2013年 7月22日 | 74.8 |
| 第16計算期間末 | 2013年 7月23日~2014年 7月22日 | 6.1 |
| 第17計算期間末 | 2014年 7月23日~2015年 7月21日 | 37.2 |
| 第18計算期間末 | 2015年 7月22日~2016年 7月21日 | 18.3 |
| 第19計算期間末 | 2016年 7月22日~2017年 7月21日 | 21.0 |
| 第20計算期間末 | 2017年 7月22日~2018年 7月23日 | 12.9 |
| 第21計算期間末 | 2018年 7月24日~2019年 7月22日 | 2.9 |
| 第22計算期間末 | 2019年 7月23日~2020年 7月21日 | 8.7 |

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

| | () = 11111 = 111111 | | | |
|----------|--|---------------|---------------|----------------|
| 期 | 計算期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) | 発行済み口数(口) |
| 第13計算期間末 | 2010年 7月22日~2011年 7月21日 | 2,451,265,744 | 2,066,903,954 | 11,569,944,958 |
| 第14計算期間末 | 2011年 7月22日~2012年 7月23日 | 1,404,112,214 | 965,666,692 | 12,008,390,480 |
| 第15計算期間末 | 2012年 7月24日~2013年 7月22日 | 1,376,329,524 | 3,269,408,738 | 10,115,311,266 |
| 第16計算期間末 | 2013年 7月23日~2014年 7月22日 | 977,739,756 | 2,778,593,141 | 8,314,457,881 |
| 第17計算期間末 | 2014年 7月23日~2015年 7月21日 | 1,226,778,652 | 2,242,384,512 | 7,298,852,021 |
| 第18計算期間末 | 2015年 7月22日~2016年 7月21日 | 2,010,842,153 | 601,756,828 | 8,707,937,346 |
| 第19計算期間末 | 2016年 7月22日~2017年 7月21日 | 669,264,934 | 2,393,345,751 | 6,983,856,529 |
| 第20計算期間末 | 2017年 7月22日~2018年 7月23日 | 2,133,065,575 | 1,650,765,551 | 7,466,156,553 |
| 第21計算期間末 | 2018年 7月24日~2019年 7月22日 | 2,220,711,521 | 1,759,812,049 | 7,927,056,025 |
| 第22計算期間末 | 2019年 7月23日~2020年 7月21日 | 2,348,083,183 | 3,146,787,551 | 7,128,351,657 |
| | | | | |

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

<参考情報>

交付目論見書の運用実績(2020年8月末現在)

2020年8月末現在

基準価額・純資産の推移



分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

| 決 | 決算期/年月日 | |
|-------|------------|--------|
| 18#3 | 2016年7月21日 | 130円 |
| 1988 | 2017年7月21日 | 195円 |
| 20期 | 2018年7月23日 | 215円 |
| 21期 | 2019年7月22日 | 225円 |
| 22期 | 2020年7月21日 | 255円 |
| 設定来累計 | | 2,085円 |

分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

《組入上位銘柄》

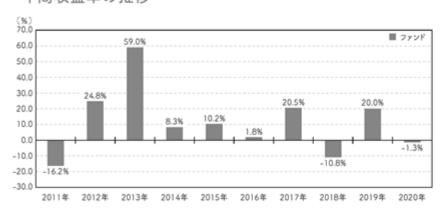
| | 銘柄名 | 業種 | 組入比率(%) |
|----|-------------|--------|---------|
| 1 | ファーストリテイリング | 小売業 | 8.8 |
| 2 | ソフトバンクグループ | 情報·通信業 | 5.5 |
| 3 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 3.8 |
| 4 | ダイキン工業 | 機械 | 2.8 |
| 5 | ファナック | 電気機器 | 2.6 |
| 6 | KDDI | 情報·通信業 | 2.6 |
| 7 | テルモ | 精密機器 | 2.4 |
| 8 | エムスリー | サービス業 | 2.1 |
| 9 | 中外製薬 | 医薬品 | 2.0 |
| 10 | 信越化学工業 | 化学 | 1.8 |

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

《組入上位業種》

| | 業種 | 組入比率(%) |
|----|--------|---------|
| 1 | 電気機器 | 17.2 |
| 2 | 小売業 | 11.5 |
| 3 | 情報·通信業 | 10.7 |
| 4 | 医薬品 | 8.4 |
| 5 | 化学 | 7.1 |
| 6 | サービス業 | 6.0 |
| 7 | 機械 | 4.7 |
| 8 | 輸送用機器 | 3.8 |
| 9 | 精密機器 | 3.7 |
| 10 | 食料品 | 3.4 |

年間収益率の推移



- ・ファンドの収益率は、税引 前分配金を再投資して 算出。
- ・2020年は1月から8月ま での騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(2)取得申込

(イ)当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申 込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

(ロ)取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し 出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

- (八)「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農中日経 225オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約(「累積投資契約」)を締結 します。
- (二)取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を 行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。 委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3)申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整 数倍とします。

(4)申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%(税抜1.5%)となっております。

詳しくは、委託者(下記参照)または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

(5)申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

< フリーダイヤル > 0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス > https://www.ja-asset.co.jp/

2【換金(解約)手続等】

(1)一部解約申込

(イ)受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって 行うものとします。

- (ロ) 一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
 - 一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合が あります。
- (八)委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の 実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り 消す場合があります。
 - 一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、下記(2)に準じて計算された価額とします。
- (二)換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手 許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の 手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

(2)解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

< フリーダイヤル > 0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス > ht tps://www.ja-asset.co.jp/

(3)一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者 に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a.基準価額の計算方法(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法(約款第6条))

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b . 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

| 資産の種類 | 評価方法 |
|-------------------------------|---|
| 株式 | 原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終 相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品 取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しておりま す。 |
| 市場デリバティブ・ 外国市場デリバティ ブ取引 | 原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、原則として当該日に知り得る直近の日の 主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価 しております。 |

c . 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。(ファンド名の表示は「日経225」です。)

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで)ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間(約款第3条)

この信託の期間は、無期限(信託契約締結日から約款第43条第7項、第44条、第45条、第46条 第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日まで)とします。

(4)【計算期間】

信託の計算期間(約款第34条)

a.この信託の計算期間は、毎年7月22日から翌年7月21日までとすることを原則とします。 ただし、第1計算期間は、1998年11月17日から1999年7月21日までとします。

b.上記a.にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a . 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ)一部解約(約款第43条第7項から第12項)

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記 の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一 を超えるときは、上記 の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。た だし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 から上記 までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ)信託契約の解約(約款第44条)

委託者は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記 の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一 を超えるときは、上記 の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。た だし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 から上記 までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(八)信託契約に関する監督官庁の命令(約款第45条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(二)委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い(約款第46条)

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記 の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ)受託者の辞任および解任に伴う取り扱い(約款第48条)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務 に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者 の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任し た場合、委託者は、約款第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b . 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ)信託契約に関する監督官庁の命令(約款第45条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第49条 の規定にしたがいます。

(口)信託約款の変更(約款第49条)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、 変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記 の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約 款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益 者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一 を超えるときは、上記 の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。た だし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社(取次登録金融機関は除きます。)との間の募集・販売の取扱い等に関する 契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d . 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書(全体版)は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5 第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

< 臨時報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い(約款第47条)

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f . 公告(約款第50条)

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g.信託約款に関する疑義の取り扱い(約款第51条) 信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h . 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と 再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に 基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ)収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日)までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、2007年1月4日以降においても、約款第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記 の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社(委託者は除きます。)に交付されます。この場合、販売会社(委託者は除きます。)は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記 の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込

により増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記 録されます。

に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算 期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、そ の権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(口)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいま す。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日 (休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日)までに、信託終了日において振替機関 等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行 なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権 で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については 原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者 は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き 換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規 定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれま す。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内 の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しな いときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(ハ)買戻し(一部解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求 することができます。

- (注)取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付け を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。
- 一部解約金は、約款第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則とし て、4営業日目から当該受益者に支払います。
 - 一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二)反対者の買取請求権(約款第49条の2)

約款第43条もしくは約款第44条に規定する信託契約の解約または約款第49条に規定する信 託約款の変更を行う場合において、約款第43条第9項、約款第44条第3項または約款第49条 第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属 する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者 は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記 の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものと します。

(ホ)投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権(投資信託及び投資法人に関する法律

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類 の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第41条第 4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第41条第5項に規定する支払日までに、その全 額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償

EDINET提出書類

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責(約款第40条))

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年 大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2019年7月23日から2020年7月21日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

EDINET提出書類 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1【財務諸表】

農中日経225オープン

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第21期 2019年 7月22日現在 | 第22期 2020年 7月21日現在 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 902,019 | 488,407 |
| コール・ローン | 1,386,596,078 | 1,277,962,653 |
| 株式 | 10,499,925,420 | 10,164,256,800 |
| 派生商品評価勘定 | 11,087,904 | 699,780 |
| 未収入金 | 1,706,112 | - |
| 未収配当金 | 15,723,000 | 14,666,400 |
| 前払金 | - | 17,403,500 |
| 差入委託証拠金 | 37,080,000 | 42,609,000 |
| 流動資産合計 | 11,953,020,533 | 11,518,086,540 |
| 資産合計 | 11,953,020,533 | 11,518,086,540 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 6,431,680 |
| 前受金 | 14,200,000 | - |
| 未払金 | - | 725,680 |
| 未払収益分配金 | 178,358,760 | 181,772,967 |
| 未払解約金 | 2,835,129 | 24,787,033 |
| 未払受託者報酬 | 2,528,000 | 1,829,726 |
| 未払委託者報酬 | 33,229,513 | 30,495,370 |
| 未払利息 | 2,995 | 1,628 |
| その他未払費用 | 423,646 | 372,677 |
| 流動負債合計 | 231,578,043 | 246,416,761 |
| 負債合計 | 231,578,043 | 246,416,761 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 7,927,056,025 | 7,128,351,657 |
| 剰余金 | ,,,,,,,,, | , 1,11 ,001 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 3,794,386,465 | 4,143,318,122 |
| (分配準備積立金) | 2,417,086,337 | 2,122,409,541 |
| 元本等合計 | 11,721,442,490 | 11,271,669,779 |
| 純資産合計 | 11,721,442,490 | 11,271,669,779 |
| 負債純資産合計 | 11,953,020,533 | 11,518,086,540 |
| | | ,5.5,555,616 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| | 第21期 自 2018年 7月24日 至 2019年 7月22日 | 第22期 自 2019年 7月23日 至 2020年 7月21日 |
|---|--|--|
| | | |
| 受取配当金 | 220,790,192 | 215,289,792 |
| 受取利息 | 20,284 | 27,884 |
| 有価証券売買等損益 | 421,677,149 | 1,027,630,433 |
| 派生商品取引等損益 | 42,957,004 | 76,411,048 |
| その他収益 | 19,170 | 11,244 |
| 営業収益合計 | 157,890,499 | 1,319,370,401 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 520,558 | 646,601 |
| 受託者報酬 | 5,637,837 | 3,727,994 |
| 委託者報酬 | 67,437,708 | 62,133,110 |
| その他費用 | 989,814 | 444,994 |
| 営業費用合計 | 74,585,917 | 66,952,699 |
| 営業利益又は営業損失() | 232,476,416 | 1,252,417,702 |
| 経常利益又は経常損失() | 232,476,416 | 1,252,417,702 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 232,476,416 | 1,252,417,702 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() | 36,123,876 | 276,556,550 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 4,074,018,015 | 3,794,386,465 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,115,971,392 | 1,046,956,564 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 1,115,971,392 | 1,046,956,564 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 948,643,890 | 1,492,113,092 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 948,643,890 | 1,492,113,092 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | 178,358,760 | 181,772,967 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 3,794,386,465 | 4,143,318,122 |
| | | |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価株式

方法 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場 のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者

等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及先物取引

び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日 の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価し

ております。

3. 収益及び費用の計上基準 受取配当金

原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を

計上しております。 有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

派生商品取引等損益

約定日基準で計上しております。

4. その他 前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2019年 7月

23日から2020年 7月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 第21期 | 第22期 |
|-----|-----------------------|----------------|----------------|
| | 坝 日 | 2019年 7月22日現在 | 2020年 7月21日現在 |
| 1 . | 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| | 期首元本額 | 7,466,156,553円 | 7,927,056,025円 |
| | 期中追加設定元本額 | 2,220,711,521円 | 2,348,083,183円 |
| | 期中一部解約元本額 | 1,759,812,049円 | 3,146,787,551円 |
| 2 . | 計算期間の末日における受益権の総数 | 7,927,056,025□ | 7,128,351,657□ |
| 3 . | 担保資産 | | |
| | 代用有価証券として、担保を供している資産は | | |
| | 次の通りであります。 | | |
| | 株式 | 236,946,000円 | 301,840,000円 |
| | 合計 | 236,946,000円 | 301,840,000円 |
| 4 . | 一口当たり純資産額 | 1.4787円 | 1.5812円 |
| | (一万口当たり純資産額) | (14,787円) | (15,812円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第21期 | 第22期 |
|----|--|---|
| 項目 | 自 2018年 7月24日 | 自 2019年 7月23日 |
| | 至 2019年 7月22日 | 至 2020年 7月21日 |
| | 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(132,053,254円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益 (0円)、信託約款に規定され る収益調整金(6,398,422,350円)及び 分配準備積立金(2,463,391,843円)よ | 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(166,433,978円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(545,497,388円)、信託約款に 規定される収益調整金(6,357,285,545 円)及び分配準備積立金 (1,592,251,142円)より、分配対象収 益は8,661,468,053円(一万口当たり |
| 1 | | 181,772,967円(一万口当たり255円) |
| | | を分配いたしました。 |

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

| | 第21期 | 第22期 |
|-----------------------|---|---------------|
| 項目 | 自 2018年 7月24日 | 自 2019年 7月23日 |
| | 至 2019年 7月22日 | 至 2020年 7月21日 |
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第4項に定 める証券投資信託であり、信託約 款に規定する「運用の基本方針」 に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを 目的としております。 | 同 左 |
| 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当種類とは、のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | フスケース では いっこう では いっこう では いっこう では いっこう では いっこう では いっこう で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| | 第21期 | 第22期 |
|---------------------------|---|---------------|
| 項目 | 2019年 7月22日現在 | 2020年 7月21日現在 |
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上の金融商品は原則 としてすべて時価で評価している ため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する 事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

第21期(自 2018年 7月24日 至 2019年 7月22日)

売買目的有価証券

(単位:円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
| 株式 | 495,258,707 |
| 合計 | 495,258,707 |

第22期(自 2019年 7月23日 至 2020年 7月21日)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
| 株式 | 853,378,848 |
| 合計 | 853,378,848 |

(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項 (株式関連)

第21期(2019年7月22日現在)

(単位:円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 5 1 . 5 1 5 | 時価 | 評価損益 |
|------|----------|---------------|------------------------|---------------|------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 買建 | 1,185,060,000 | - | 1,196,160,000 | 11,100,000 |
| | 合計 | 1,185,060,000 | - | 1,196,160,000 | 11,100,000 |

第22期(2020年7月21日現在)

(単位:円)

| 区分 | | 種類 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|-----|------------|---------|---------------|-------|---------------|-----------|
| 市場取 | 引 株化 | 価指数先物取引 | | | | |
| | 員 | 買建 | 1,102,041,340 | - | 1,096,320,000 | 5,721,340 |
| | ———— 合: | 計 | 1,102,041,340 | - | 1,096,320,000 | 5,721,340 |

(注)時価の算定方法

- 1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
- 2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式

| A4 17 | 14-1539 | | · 查価額 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
|-----------------|---------|----------|------------|---|
| 銘 柄 | 株式数 | 単価 | 金額 | 備考 |
| 日本水産 | 16,000 | 473.00 | 7,568,000 | |
| マルハニチロ | 1,600 | 2,167.00 | 3,467,200 | |
| 国際石油開発帝石 | 6,400 | 645.60 | 4,131,840 | |
| コムシスホールディングス | 16,000 | 3,240.00 | 51,840,000 | |
| 大成建設 | 3,200 | 3,820.00 | 12,224,000 | |
| 大林組 | 16,000 | 983.00 | 15,728,000 | |
| 清水建設 | 16,000 | 838.00 | 13,408,000 | |
| 長谷エコーポレーション | 3,200 | 1,332.00 | 4,262,400 | |
| 鹿島建設 | 8,000 | 1,247.00 | 9,976,000 | |
| 大和八ウス工業 | 16,000 | 2,551.50 | 40,824,000 | |
| 積水八ウス | 16,000 | 2,089.50 | 33,432,000 | |
| 日揮ホールディングス | 16,000 | 1,141.00 | 18,256,000 | |
| 日清製粉グループ本社 | 16,000 | 1,597.00 | 25,552,000 | |
| 明治ホールディングス | 3,200 | 8,500.00 | 27,200,000 | |
| 日本八厶 | 8,000 | 4,295.00 | 34,360,000 | |
| サッポロホールディングス | 3,200 | 1,947.00 | 6,230,400 | |
| アサヒグループホールディングス | 16,000 | 3,655.00 | 58,480,000 | |
| キリンホールディングス | 16,000 | 2,100.00 | 33,600,000 | |
| 宝ホールディングス | 16,000 | 958.00 | 15,328,000 | |
| キッコーマン | 16,000 | 4,895.00 | 78,320,000 | |
| 味の素 | 16,000 | 1,729.00 | 27,664,000 | |
| ニチレイ | 8,000 | 2,966.00 | 23,728,000 | |
| 日本たばこ産業 | 16,000 | 1,918.00 | 30,688,000 | |
| 東洋紡 | 1,600 | 1,527.00 | 2,443,200 | |
| ユニチカ | 1,600 | 360.00 | 576,000 | |
| 帝人 | 3,200 | 1,700.00 | 5,440,000 | |
| 東レ | 16,000 | 498.60 | 7,977,600 | |
| 王子ホールディングス | 16,000 | 480.00 | 7,680,000 | |
| 日本製紙 | 1,600 | 1,452.00 | 2,323,200 | |
| クラレ | 16,000 | 1,110.00 | 17,760,000 | |
| 旭化成 | 16,000 | 825.30 | 13,204,800 | |
| 昭和電工 | 1,600 | 2,382.00 | 3,811,200 | |
| 住友化学 | 16,000 | 331.00 | 5,296,000 | |
| 日産化学 | 16,000 | 5,610.00 | 89,760,000 | |

| | | | 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | 証券報告書(内国投資信 |
|--------------------|--------|----------|--|------------------------|
| 東ソー | 8,000 | 1,458.00 | 11,664,000 | |
| トクヤマ | 3,200 | 2,590.00 | 8,288,000 | |
| デンカ | 3,200 | 2,648.00 | 8,473,600 | |
| | | | | 代用有価証券で |
| 信越化学工業 | 16,000 | | | 4,000株 担保差入 |
| 三井化学 | 3,200 | | | |
| 三菱ケミカルホールディングス | 8,000 | | | |
| 宇部興産 | 1,600 | 1,801.00 | 2,881,600 | |
| 日本化薬 | 16,000 | 1,089.00 | 17,424,000 | |
| 花王 | 16,000 | 8,720.00 | 139,520,000 | |
| DIC | 1,600 | 2,726.00 | 4,361,600 | |
| 富士フイルムホールディングス | 16,000 | 4,733.00 | | 代用有価証券で 4,000株 担保差入 |
| 資生堂 | 16,000 | | | |
| 日東電工 | 16,000 | · | | |
| 協和キリン | 16,000 | | | |
| | , | | | 代用有価証券で |
| 武田薬品工業 | 16,000 | 3,816.00 | | 3,000株 担保差入 |
| アステラス製薬 | 80,000 | 1,733.00 | 138,640,000 | |
| 大日本住友製薬 | 16,000 | 1,393.00 | 22,288,000 | |
| 塩野義製薬 | 16,000 | 6,438.00 | 103,008,000 | |
| 中外製薬 | 48,000 | 5,285.00 | 253,680,000 | |
| エーザイ | 16,000 | 8,767.00 | 140,272,000 | |
| 第一三共 | 16,000 | 8,824.00 | 141,184,000 | |
| 大塚ホールディングス | 16,000 | 4,534.00 | 72,544,000 | |
| 出光興産 | 6,400 | 2,313.00 | 14,803,200 | |
| ENEOSホールディングス | 16,000 | 390.90 | 6,254,400 | |
| 横浜ゴム | 8,000 | 1,535.00 | 12,280,000 | |
| ブリヂストン | 16,000 | 3,416.00 | 54,656,000 | |
| A G C | 3,200 | 3,235.00 | 10,352,000 | |
| 日本板硝子 | 1,600 | 405.00 | 648,000 | |
| 日本電気硝子 | 4,800 | 1,738.00 | 8,342,400 | |
| 住友大阪セメント | 1,600 | 3,765.00 | 6,024,000 | |
| 太平洋セメント | 1,600 | 2,415.00 | 3,864,000 | |
| 東海カーボン | 16,000 | 989.00 | 15,824,000 | |
| ТОТО | 8,000 | 4,180.00 | 33,440,000 | |
| 日本碍子 | 16,000 | 1,456.00 | 23,296,000 | |
| 日本製鉄 | 1,600 | 1,002.50 | 1,604,000 | |
| 神戸製鋼所 | 1,600 | 387.00 | 619,200 | |
| ジェイ エフ イー ホールディングス | 1,600 | 797.00 | 1,275,200 | |
| 大平洋金属 | 1,600 | 1,583.00 | 2,532,800 | |
| | | | | |

| | | | | ットマネシメント株式 券報告書(内国投資信 |
|-------------------|--------|-----------|-------------|--------------------------|
| 日本軽金属ホールディングス | 16,000 | 188.00 | 3,008,000 | |
| | 1,600 | 2,376.00 | 3,801,600 | |
| 東邦亜鉛 | 1,600 | 1,624.00 | 2,598,400 | |
| 三菱マテリアル | 1,600 | 2,313.00 | 3,700,800 | |
| 住友金属鉱山 | 8,000 | 3,257.00 | 26,056,000 | |
| DOWAホールディングス | 3,200 | 3,205.00 | 10,256,000 | |
| 古河電気工業 | 1,600 | 2,676.00 | 4,281,600 | |
| 生友電気工業 | 16,000 | 1,260.50 | 20,168,000 | |
| フジクラ | 16,000 | 333.00 | 5,328,000 | |
| SUMCO | 1,600 | 1,695.00 | 2,712,000 | |
| 東洋製罐グループホールディングス | 16,000 | 1,204.00 | 19,264,000 | |
| 日本製鋼所 | 3,200 | 1,632.00 | 5,222,400 | |
| オークマ | 3,200 | 4,695.00 | 15,024,000 | |
| アマダ | 16,000 | 780.00 | 12,480,000 | |
| 小松製作所 | 16,000 | 2,330.50 | 37,288,000 | |
| 主友重機械工業 | 3,200 | 2,366.00 | 7,571,200 | |
| 日立建機 日立建機 | 16,000 | 3,285.00 | 52,560,000 | |
| フボタ | 16,000 | 1,593.50 | 25,496,000 | |
| 主原製作所 | 3,200 | 2,737.00 | 8,758,400 | |
| ブイキン工業 | 16,000 | 19,340.00 | 309,440,000 | |
| | 16,000 | 795.00 | 12,720,000 | |
| NTN | 16,000 | 220.00 | 3,520,000 | |
| ジェイテクト | 16,000 | 824.00 | 13,184,000 | |
| 日立造船 | 3,200 | 379.00 | 1,212,800 | |
| 三菱重工業 | 1,600 | 2,667.50 | 4,268,000 | |
| IHI | 1,600 | 1,609.00 | 2,574,400 | |
| | 16,000 | 771.00 | 12,336,000 | |
| コニカミノルタ | 16,000 | 372.00 | 5,952,000 | |
| ミネベアミツミ | 16,000 | 1,864.00 | 29,824,000 | |
| 日立製作所 | 3,200 | 3,479.00 | 11,132,800 | |
| 三菱電機 | 16,000 | 1,388.00 | 22,208,000 | |
| 富士電機 | 3,200 | 2,934.00 | 9,388,800 | |
| 安川電機 | 16,000 | 3,920.00 | 62,720,000 | |
| オムロン | 16,000 | 7,490.00 | 119,840,000 | |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 3,200 | 1,831.00 | 5,859,200 | |
| 日本電気 | 1,600 | 5,920.00 | 9,472,000 | |
| 富士通 | 1,600 | 14,350.00 | 22,960,000 | |
| 沖電気工業 | 1,600 | 1,086.00 | 1,737,600 | |
| セイコーエプソン | 32,000 | 1,220.00 | 39,040,000 | |
| パナソニック | 16,000 | 1,011.50 | 16,184,000 | |

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| アニー 16,000 8,379.00 134,064,000 TD K 16,000 10,870.00 173,920.000 アルブスアルパイン 16,000 1,455.00 23,280.000 横河電機 16,000 1,716.00 27,456,000 アドバンテスト 32,000 6,730.00 215,360.000 プドバンテスト 32,000 6,730.00 215,360.000 プドバンテスト 32,000 6,730.00 30,128.000 ペクラオゴ弾機 16,000 20,795.00 332,720.0004,000株 担保差人京セラ 32,000 5,929.00 189,728,000 198,728,000 スペラランの 180,728,000 17,760,0 | | | | | <u> 业分牧古者(内国投具后</u> |
|--|-----------------|--------|-----------|-------------|---------------------|
| アルブスアルバイン 16,000 1,455.00 23,280,000 横河電機 16,000 1,716.00 27,456,000 アドバンテスト 32,000 6,730.00 215,360,000 カシオ計算機 16,000 20,795.00 332,720,0004,000株 担保差入 京セラ 32,000 5,229.00 189,728,000 大用持価証券で 32,000 5,229.00 189,728,000 大尾誘電 16,000 3,385.00 54,160,000 ちてREENホールディングス 3,200 5,550.00 17,760,000 サヤノン 24,000 2,134.00 51,216,000 大田有価証券で アンソー 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差入 デンソー 16,000 456.00 729,600 日産自動車 16,000 425.40 6,806,400 トヨタ自動車 16,000 425.40 6,806,400 トヨタ自動車 16,000 726.00 11,616,000 大田 存価証券で オのののののののののののののののののののののののののののののののののののの | ソニー | 16,000 | 8,379.00 | 134,064,000 | |
| 横河電機 16,000 1,716.00 27,456,000 アドバンテスト 32,000 6,730.00 215,360,000 カシオ計算機 16,000 1,883.00 30,128,000 代用存価証券で 32,000 5,929.00 332,729,000 4,000株 担保差人 京セラ 32,000 5,929.00 189,728,000 大陽誘電 16,000 2,795.00 3,385.00 54,160,000 5 CREENホールディングス 3,200 5,550.00 17,760,000 十セノン 24,000 2,134.00 51,216,000 円間 6,000 803.00 12,848,000 円間 6,000 803.00 12,848,000 円間 6,000 4,000株 担保差人 で用存価証券で 東京エレクトロン 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差人 で用存価証券で 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差人 で用存価証券で 16,000 456.00 729,600 川崎重工業 1,600 455.00 729,600 川崎重工業 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 16,000 476,000 726.00 11,600,000 日野自動車 16,000 275.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 726.00 11,616,000 726.00 11,616,000 726.00 11,616,000 726.00 11,616,000 727.00 694.00 2,220,800 本日技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 727.00 4,000 727.00 11,600 00 11,616,000 72.00 59,664,000 72.00 | TDK | 16,000 | 10,870.00 | 173,920,000 | |
| アドバンテスト 32,000 6,730.00 215,360,000 カシオ計算機 16,000 1,883.00 30,128,000 (大用有価証券でファナック 16,000 20,795.00 332,720,0004,000株 担保差入京セラ 32,000 5,929.00 189,728,000 5 (大開育価証券でファナック 16,000 3,385.00 54,160,000 S C R E E Nホールディングス 3,200 5,550.00 17,760,000 キヤノン 24,000 2,134.00 51,216,000 リコー 16,000 803.00 12,848,000 代用有価証券でアンソー 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差入でアンソー 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差入でアンソー 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差入で財産自動車 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 16,000 933.50 7,468,000 日登自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 279.00 11,616,000 279.00 59,664,000 スズキ 16,000 2,254.00 3,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 4,175.00 26,816,000 トコン 16,000 901.00 14,416,000 テルモ 64,000 4,175.00 26,720,000 カリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シテズン時計 16,000 33.6.00 5,376,000 (スプゲナムコホールディングス 16,000 33.00 5,376,000 (スプゲナムコホールディングス 16,000 30.00 13,672,000 大リンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シテズン時計 16,000 37,000 13,672,000 人の大日本印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 東京電力ホールディングス 16,000 320.00 512,000 東京電力ホールディングス 16,000 320.00 512,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 日東京電力 1,600 1,656.00 1,656.80 | アルプスアルパイン | 16,000 | 1,455.00 | 23,280,000 | |
| カシオ計算機 16,000 1,883.00 30,128,000 代用有価証券でファナック 16,000 20,795.00 332,720,000 代用有価証券でファナック 16,000 20,795.00 332,720,000 付用有価証券で 32,000 5,929.00 189,728,000 大日保差人 32,000 5,929.00 189,728,000 大日保差人 32,000 5,550.00 17,760,000 大日保差人 32,000 2,134.00 51,216,000 日本 16,000 803.00 12,848,000 代用有価証券で 16,000 29,800.00 476,800,000 代用有価証券で 16,000 4,135.00 66,160,000 4,000株 担保差人 57ンソー 16,000 4,135.00 66,160,000 4,000株 担保差人 57ンソー 16,000 4,1635.00 729,600 川崎重工業 1,600 456.00 729,600 旧野自動車 16,000 425.40 6,806,400 日子自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 日野自動車 16,000 7275.00 440,000 マッダ 3,200 694.00 2,222,800 本日技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 1,676.00 26,816,000 サマハ発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 サマハ発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 サマハ発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 サマハチ動機 16,000 1,676.00 26,816,000 大日本印刷 8,000 1,978.50 126,624,000 サアルモ 64,000 1,978.50 126,624,000 サアルモ 16,000 1,709.00 13,672,000 人日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 サマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電カホールディングス 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電カホールディングス 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,653.00 1,684,800 | 横河電機 | 16,000 | 1,716.00 | 27,456,000 | |
| プアナック 16,000 20,795.00 332,720,000 4,000株 担保差人 京セラ 32,000 5,929.00 189,728,000 人 189,728,000 | アドバンテスト | 32,000 | 6,730.00 | 215,360,000 | |
| ファナック 16,000 20,795.00 332,720,0004,000株 担保差人京セラ 32,000 5,929.00 189,728,000 大田原語電 16,000 3,385.00 54,160,000 5 C R E E N ホールディングス 3,200 5,550.00 17,760,000 十セノン 24,000 2,134.00 51,216,000 円 16,000 29,800.00 476,800,000 + 12,848,000 代用有価証券で東京エレクトロン 16,000 4,135.00 66,160,000 + 12,848,000 代用有価証券でランソー 16,000 4,135.00 66,160,000 + 10,000株 担保差人アンソー 16,000 1,635.00 729,600 円間重工業 16,000 4,165.00 729,600 日直自動車 16,000 4,25.40 6,806,400 日野自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 日野自動車 16,000 726.00 11,416,000 日野自動車 16,000 7276.00 14,410,000 日野自動車 16,000 1,760.00 2,254.00 36,064,000 ヤマグダ 3,200 694.00 2,220,800 本日技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 ススキ 16,000 1,676.00 26,816,000 サマバ発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 サマバ発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 サンバス 9,772.00 14,416,000 14,41 | カシオ計算機 | 16,000 | 1,883.00 | 30,128,000 | |
| 大陽誘電 16,000 3,385.00 54,160,000 S C R E E Nホールディングス 3,200 5,550.00 17,760,000 中部電力 16,000 29,800.00 12,848,000 円用有価証券で | ファナック | 16,000 | 20,795.00 | | |
| SCREENホールディングス 3,200 5,550.00 17,760,000 キヤノン 24,000 2,134.00 51,216,000 リコー 16,000 803.00 12,848,000 東京エレクトロン 16,000 29,800.00 476,800,0004,000株 担保差入 デンソー 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差入 三井E&Sホールディングス 1,600 456.00 729,600 川崎重工業 1,600 456.00 729,600 川崎重工業 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 16,000 425.40 6,806,400 トヨタ自動車 16,000 726.00 11,616,000 三菱自動車工業 1,600 275.00 440,000 マツダ 3,200 2,765.00 440,000 マッダ 3,200 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 マノパ発動機 16,000 4,175.00 26,816,000 アルモ 64,000 1,178.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 バンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 | 京セラ | 32,000 | 5,929.00 | 189,728,000 | |
| キヤノン 24,000 2,134.00 51,216,000 リコー 16,000 803.00 12,848,000 東京エレクトロン 16,000 29,800.00 476,800,0004,0004 # 12 # 25 # 26 # 27 # 29,600 デンソー 16,000 4,135.00 66,160,0004 # 12 # 25 # 26 # 26 # 26 # 29,600 川崎重工業 1,600 456.00 729,600 川崎重工業 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 16,000 775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 275.00 440,000 マツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 S U B A R U 16,000 2,254.00 36,064,000 ヤマ八発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 1,978.50 126,624,000 メナズン時計 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 大日本印刷 8,000 1,709.0 | 太陽誘電 | 16,000 | 3,385.00 | 54,160,000 | |
| リコー 16,000 803.00 12,848,000 東京エレクトロン 16,000 29,800.00 476,800,0004,0004 4,000株 担保差入 デンソー 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差入 三井E&Sホールディングス 1,600 456.00 729,600 川崎重工業 1,600 1,635.00 2,616,000 日産自動車 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 三菱自動車工業 1,600 275.00 440,000 マツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 マハ発動機 16,000 4,175.00 26,816,000 マルモ 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 大日本印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 </td <td>SCREENホールディングス</td> <td>3,200</td> <td>5,550.00</td> <td>17,760,000</td> <td></td> | SCREENホールディングス | 3,200 | 5,550.00 | 17,760,000 | |
| 東京エレクトロン 16,000 29,800.00 476,800,0004,000株 担保差入 だンソー 16,000 4,135.00 66,160,000 4,000株 担保差入 ご井E&Sホールディングス 1,600 456.00 729,600 月 川崎重工業 1,600 1,635.00 2,616,000 日産自動車 16,000 425.40 6,806,400 トョタ自動車 16,000 726.00 11,616,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 日野自動車 16,000 275.00 440,000 マツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 ヤマ八発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 コン 16,000 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 3,769.00 14,416,000 イングイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 九版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,053.00 1,684,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | キヤノン | 24,000 | 2,134.00 | 51,216,000 | |
| 東京エレクトロン 16,000 29,800.00 476,800,0004,000株 担保差人 だンソー 16,000 4,135.00 66,160,000 4,000株 担保差人 三井E&Sホールディングス 1,600 456.00 729,600 川崎重工業 1,600 1,635.00 2,616,000 日産自動車 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 三菱自動車工業 1,600 275.00 440,000 マツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 スズキ 16,000 2,254.00 36,064,000 ヤマ八発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 マリグスシテズン時計 16,000 336.00 5,376,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 バンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマ八 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,053.00 1,684,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | リコー | 16,000 | 803.00 | 12,848,000 | |
| デンソー 16,000 4,135.00 66,160,0004,000株 担保差人 三井E&Sホールディングス 1,600 456.00 729,600 川崎重工業 1,600 1,635.00 2,616,000 日産自動車 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 8,000 933.50 7,468,000 トヨタ自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 三菱自動車工業 1,600 275.00 440,000 マツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 ズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 S U B A R U 16,000 2,254.00 36,064,000 マノ発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 ニコン 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 人財命印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 < | 東京エレクトロン | 16,000 | 29,800.00 | 476,800,000 | 4,000株 担保差入 |
| 川崎重工業 | | | | 66,160,000 | 4,000株 担保差入 |
| 日産自動車 16,000 425.40 6,806,400 いすゞ自動車 8,000 933.50 7,468,000 トヨタ自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 三菱自動車工業 1,600 275.00 440,000 スツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 ヤマ八発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 ニコン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 人民日本印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 1,600 320.00 512,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,053.00 1,684,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | 三井E&Sホールディングス | 1,600 | 456.00 | 729,600 | |
| いすゞ自動車 | 川崎重工業 | 1,600 | 1,635.00 | 2,616,000 | |
| トヨタ自動車 16,000 6,775.00 108,400,000 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 三菱自動車工業 1,600 275.00 440,000 マツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 ち U B A R U 16,000 2,254.00 36,064,000 ヤマ八発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 ニコン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | 日産自動車 | 16,000 | 425.40 | 6,806,400 | |
| 日野自動車 16,000 726.00 11,616,000 三菱自動車工業 1,600 275.00 440,000 マツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 ヤマハ素動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 ニコン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,053.00 1,684,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | いすゞ自動車 | 8,000 | 933.50 | 7,468,000 | |
| 三菱自動車工業 | トヨタ自動車 | 16,000 | 6,775.00 | 108,400,000 | |
| マツダ 3,200 694.00 2,220,800 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 50 UBARU 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 コルン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,053.00 1,684,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | 日野自動車 | 16,000 | 726.00 | 11,616,000 | |
| 本田技研工業 32,000 2,765.00 88,480,000 スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 5 UBARU 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 コーン 16,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 13,672,000 大日本印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | 三菱自動車工業 | 1,600 | 275.00 | 440,000 | |
| スズキ 16,000 3,729.00 59,664,000 S U B A R U 16,000 2,254.00 36,064,000 ヤマ八発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 ニコン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | マツダ | 3,200 | 694.00 | 2,220,800 | |
| SUBARU 16,000 2,254.00 36,064,000 ヤマ八発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 ニコン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 バンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | 本田技研工業 | 32,000 | 2,765.00 | 88,480,000 | |
| ヤマ八発動機 16,000 1,676.00 26,816,000 テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 ニコン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 バンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | スズキ | 16,000 | 3,729.00 | 59,664,000 | |
| テルモ 64,000 4,175.00 267,200,000 ニコン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 バンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | SUBARU | 16,000 | 2,254.00 | 36,064,000 | |
| ニコン 16,000 901.00 14,416,000 オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 パンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | ヤマハ発動機 | 16,000 | 1,676.00 | 26,816,000 | |
| オリンパス 64,000 1,978.50 126,624,000 シチズン時計 16,000 336.00 5,376,000 バンダイナムコホールディングス 16,000 6,117.00 97,872,000 凸版印刷 8,000 1,709.00 13,672,000 大日本印刷 8,000 2,454.00 19,632,000 ヤマハ 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | テルモ | 64,000 | 4,175.00 | 267,200,000 | |
| シチズン時計16,000336.005,376,000バンダイナムコホールディングス16,0006,117.0097,872,000凸版印刷8,0001,709.0013,672,000大日本印刷8,0002,454.0019,632,000ヤマハ16,0004,975.0079,600,000東京電力ホールディングス1,600320.00512,000中部電力1,6001,335.502,136,800関西電力1,6001,053.001,684,800 | ニコン | 16,000 | 901.00 | 14,416,000 | |
| バンダイナムコホールディングス16,0006,117.0097,872,000凸版印刷8,0001,709.0013,672,000大日本印刷8,0002,454.0019,632,000ヤマハ16,0004,975.0079,600,000東京電力ホールディングス1,600320.00512,000中部電力1,6001,335.502,136,800関西電力1,6001,053.001,684,800 | オリンパス | 64,000 | 1,978.50 | 126,624,000 | |
| 凸版印刷8,0001,709.0013,672,000大日本印刷8,0002,454.0019,632,000ヤマハ16,0004,975.0079,600,000東京電力ホールディングス1,600320.00512,000中部電力1,6001,335.502,136,800関西電力1,6001,053.001,684,800 | シチズン時計 | 16,000 | 336.00 | 5,376,000 | |
| 大日本印刷8,0002,454.0019,632,000ヤマハ16,0004,975.0079,600,000東京電力ホールディングス1,600320.00512,000中部電力1,6001,335.502,136,800関西電力1,6001,053.001,684,800 | バンダイナムコホールディングス | 16,000 | 6,117.00 | 97,872,000 | |
| ヤマ八 16,000 4,975.00 79,600,000 東京電力ホールディングス 1,600 320.00 512,000 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | 凸版印刷 | 8,000 | 1,709.00 | 13,672,000 | |
| 東京電力ホールディングス1,600320.00512,000中部電力1,6001,335.502,136,800関西電力1,6001,053.001,684,800 | 大日本印刷 | 8,000 | 2,454.00 | 19,632,000 | |
| 中部電力 1,600 1,335.50 2,136,800 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | ヤマハ | 16,000 | 4,975.00 | 79,600,000 | |
| 関西電力 1,600 1,053.00 1,684,800 | 東京電力ホールディングス | 1,600 | 320.00 | 512,000 | |
| | 中部電力 | 1,600 | 1,335.50 | 2,136,800 | |
| 東京瓦斯 3,200 2,572.00 8,230,400 | 関西電力 | 1,600 | 1,053.00 | 1,684,800 | |
| | 東京瓦斯 | 3,200 | 2,572.00 | 8,230,400 | |

| | | | 有価語 | 证券報告書(内国投資係 |
|------------------|--------|-----------|-------------|-------------|
| 大阪瓦斯 | 3,200 | 2,101.00 | 6,723,200 | |
| 東武鉄道 | 3,200 | 3,400.00 | 10,880,000 | |
| 東急 | 8,000 | 1,343.00 | 10,744,000 | |
| 小田急電鉄 | 8,000 | 2,590.00 | 20,720,000 | |
| 京王電鉄 | 3,200 | 6,050.00 | 19,360,000 | |
| 京成電鉄 | 8,000 | 3,060.00 | 24,480,000 | |
| 東日本旅客鉄道 | 1,600 | 7,066.00 | 11,305,600 | |
| 西日本旅客鉄道 | 1,600 | 5,255.00 | 8,408,000 | |
| 東海旅客鉄道 | 1,600 | 15,035.00 | 24,056,000 | |
| 日本通運 | 1,600 | 5,540.00 | 8,864,000 | |
| ヤマトホールディングス | 16,000 | 2,769.00 | 44,304,000 | |
| 日本郵船 | 1,600 | 1,452.00 | 2,323,200 | |
| 商船三井 | 1,600 | 1,912.00 | 3,059,200 | |
| 川崎汽船 | 1,600 | 1,038.00 | 1,660,800 | |
| A N A ホールディングス | 1,600 | 2,385.00 | 3,816,000 | |
| 三菱倉庫 | 8,000 | 2,799.00 | 22,392,000 | |
| Zホールディングス | 6,400 | 528.00 | 3,379,200 | |
| トレンドマイクロ | 16,000 | 6,310.00 | 100,960,000 | |
| スカパーJSATホールディングス | 1,600 | 422.00 | 675,200 | |
| 日本電信電話 | 6,400 | 2,550.50 | 16,323,200 | |
| KDDI | 96,000 | 3,341.00 | 320,736,000 | |
| NTTドコモ | 1,600 | 2,959.50 | 4,735,200 | |
| 東宝 | 1,600 | 3,440.00 | 5,504,000 | |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 80,000 | 1,265.00 | 101,200,000 | |
| コナミホールディングス | 16,000 | 3,440.00 | 55,040,000 | |
| ソフトバンクグループ | 96,000 | 6,464.00 | 620,544,000 | |
| 双日 | 1,600 | 240.00 | 384,000 | |
| 伊藤忠商事 | 16,000 | 2,407.50 | 38,520,000 | |
| 丸紅 | 16,000 | 514.90 | 8,238,400 | |
| 豊田通商 | 16,000 | 2,817.00 | 45,072,000 | |
| 三井物産 | 16,000 | 1,630.50 | 26,088,000 | |
| 住友商事 | 16,000 | 1,263.50 | 20,216,000 | |
| 三菱商事 | 16,000 | 2,268.00 | 36,288,000 | |
| J.フロント リテイリング | 8,000 | 677.00 | 5,416,000 | |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 16,000 | 596.00 | 9,536,000 | |
| セブン&アイ・ホールディングス | 16,000 | 3,450.00 | 55,200,000 | |
| ファミリーマート | 64,000 | 2,391.00 | 153,024,000 | |
| 高島屋 | 8,000 | 810.00 | 6,480,000 | |
| 丸井グループ | 16,000 | 1,734.00 | 27,744,000 | |
| イオン | 16,000 | 2,530.50 | 40,488,000 | |

| | | | 有価 | 証券報告書(内国投資信 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|----------------|-------------|
| ファーストリテイリング | 16,000 | 59,340.00 | 949,440,000 | |
| コンコルディア・フィナンシャルグルー | 40.000 | 2.42.22 | - 440 000 | |
| J | 16,000 | | | |
| 新生銀行 | 1,600 | | | |
| あおぞら銀行 | 1,600 | | | |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 16,000 | | | |
| りそなホールディングス | 1,600 | | | |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 1,600 | | | |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 1,600 | | | |
| 千葉銀行 | 16,000 | | | |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 3,200 | 1,672.00 | 5,350,400 | |
| 静岡銀行 | 16,000 | 698.00 | 11,168,000 | |
| みずほフィナンシャルグループ | 16,000 | 136.70 | 2,187,200 | |
| 大和証券グループ本社 | 16,000 | 477.50 | 7,640,000 | |
| 野村ホールディングス | 16,000 | 496.50 | 7,944,000 | |
| 松井証券 | 16,000 | 886.00 | 14,176,000 | |
| SOMPOホールディングス | 4,000 | 3,633.00 | 14,532,000 | |
| M S & A Dインシュアランスグループ ホールディングス | 4,800 | 2,838.50 | 13,624,800 | |
| ソニーフィナンシャルホールディングス | 3,200 | 2,594.00 | 8,300,800 | |
| 第一生命ホールディングス | 1,600 | 1,312.50 | 2,100,000 | |
| 東京海上ホールディングス | 8,000 | 4,702.00 | 37,616,000 | |
| T & Dホールディングス | 3,200 | 927.00 | 2,966,400 | |
| クレディセゾン | 16,000 | 1,078.00 | 17,248,000 | |
| 東急不動産ホールディングス | 16,000 | 449.00 | 7,184,000 | |
| 三井不動産 | 16,000 | 1,850.00 | 29,600,000 | |
| 三菱地所 | 16,000 | 1,605.00 | 25,680,000 | |
| 東京建物 | 8,000 | 1,204.00 | 9,632,000 | |
| 住友不動産 | 16,000 | 2,827.00 | 45,232,000 | |
| エムスリー | 38,400 | 5,040.00 | 193,536,000 | |
| ディー・エヌ・エー | 4,800 | 1,334.00 | 6,403,200 | |
| 電通グループ | 16,000 | 2,553.00 | 40,848,000 | |
| サイバーエージェント | 3,200 | 6,120.00 | 19,584,000 | |
| 楽天 | 16,000 | 1,004.00 | 16,064,000 | |
| リクルートホールディングス | 48,000 | 3,625.00 | 174,000,000 | |
| 日本郵政 | 16,000 | 773.40 | 12,374,400 | |
| セコム | 16,000 | 9,501.00 | 152,016,000 | |
| 合 計 | 2,904,800 | | 10,164,256,800 | |
| | | | | |

株式以外の有価証券 該当事項はありません。 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年 8月31日現在)

| 資産総額 | 11,463,830,636円 |
|-----------------|-----------------|
| 負債総額 | 21,596,254円 |
| 純資産総額(-) | 11,442,234,382円 |
| 発行済口数 | 7,157,983,650□ |
| 1万口当たり純資産額(/) | 15,985円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が 社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合で あって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗 することができません。

(5)受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2020年8月31日現在)

34億2千万円

発行する株式の総数:116,400株(普通株式101,400株、A種種類株式15,000株)

発行済株式総数:53,400株(普通株式38,400株、A種種類株式15,000株)

最近5年間における資本金の額の増減

・2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資(資本金34億2千万円)

(注)A種種類株式は議決権を有しません。

(2)委託会社等の機構

a . 委託会社等の機構 (委託会社等の意思決定機構)

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、 補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が 出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス(投資運用の意思決定機構)

運用に関する会議等

1.投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4.個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを 目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、 上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2020年8月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

| 種類別(基本的性格) | 本数 | 純資産総額 |
|------------|------|--------------|
| 株式投資信託 | 275本 | 4,140,071百万円 |
| 公社債投資信託 | 71本 | 299,684百万円 |
| 合計 | 346本 | 4,439,755百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により、作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

EDINET提出書類 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(1)【貸借対照表】

| | | 兴事者 | *年度 | 小 事 折 | |
|----------------|------|-----------------------|------------|--------------------|------------|
| | | 前事業年度 (2019年3月31日) | | 当事業年度 | |
| | >+±¬ | - | | (2020年3月31日) 金額 | |
| 区分 | 注記 | | 額四、 | | |
| | 番号 | (+ | 円) | (千 | 円 <i>)</i> |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | 1 | | 10,953,987 | | 1,500,057 |
| 分別金信託 | | | 100,000 | | 100,000 |
| 有価証券 | | | 91,023 | | - |
| 1年内償還予定のその他の関係 | | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 会社有価証券 | | | ,,000,000 | | 1,000,000 |
| 立替金 | | | - | | 18,100,000 |
| 前払費用 | | | 116,844 | | 124,580 |
| 未収委託者報酬 | | | 1,672,837 | | 1,838,990 |
| 未収運用受託報酬 | | | 197,286 | | 150,845 |
| 未収投資助言報酬 | | | 146,031 | | 162,884 |
| 未収収益 | | | 1,546 | | 989 |
| その他 | | | 30,225 | | 49,574 |
| 流動資産計 | | | 14,309,782 | | 23,027,922 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 148,382 | | 160,681 |
| 建物 | 2 | 95,253 | | 98,910 | |
| 器具備品 | 2 | 53,129 | | 61,770 | |
| 無形固定資産 | | | 8,281 | | 7,610 |
| 商標権 | | 5,886 | | 5,216 | |
| 電話加入権等 | | 2,394 | | 2,394 | |
| 投資その他の資産 | | | 5,244,866 | | 4,303,635 |
| | | 964,082 | | 1,003,692 | |
| その他の関係会社有価証券 | | 4,000,000 | | 3,000,000 | |
| 長期差入保証金 | | 82,624 | | 80,859 | |
| 長期前払費用 | | 2,743 | | 2,702 | |
| 会員権 | | 6,700 | | 6,700 | |
| 繰延税金資産 | | 188,715 | | 209,680 | |
| 固定資産計 | | | 5,401,530 | | 4,471,926 |
| 資産合計 | | | 19,711,313 | | 27,499,849 |

| | | | | | · 報告書(内国投資信 | |
|--------------|----|------------|------------|--------------|-----------------|--|
| | | 前事第 | | 当事業年度 | | |
| | | (2019年3 | | (2020年3月31日) | | |
| 区分 | 注記 | | 額 一 | 金額 | | |
| | 番号 | (千 | 円) | (千 | 円) | |
| (負債の部) | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | |
| 借入金 | | | - | | 7,000,000 | |
| 預り金 | | | 1,500,896 | | 838,534 | |
| 未払金 | | | 619,815 | | 674,602 | |
| 未払収益分配金 | | 13 | | 13 | | |
| 未払償還金 | | 3,132 | | 3,132 | | |
| 未払手数料 | | 603,800 | | 659,294 | | |
| その他未払金 | | 12,868 | | 12,161 | | |
| 未払費用 | | | 125,004 | | 152,123 | |
| 未払法人税等 | | | 651,420 | | 665,703 | |
| 未払消費税等 | | | 98,144 | | 137,084 | |
| 賞与引当金 | | | 180,895 | | 192,976 | |
| 流動負債計 | | | 3,176,175 | | 9,661,024 | |
| 固定負債 | | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 187,460 | | 204,533 | |
| 役員退任慰労引当金 | | | 59,600 | | 45,400 | |
| 固定負債計 | | | 247,060 | | 249,933 | |
| 負債合計 | | | 3,423,235 | | 9,910,957 | |
| (純資産の部) | | | | | | |
| 株主資本 | | | | | | |
| 資本金 | | | 3,420,000 | | 3,420,000 | |
| 資本剰余金 | | | | | | |
| 資本準備金 | | 1,500,000 | | 1,500,000 | | |
| 資本剰余金計 | | | 1,500,000 | | 1,500,000 | |
| 利益剰余金 | | | | | | |
| 利益準備金 | | 74,040 | | 74,040 | | |
| その他利益剰余金 | | 11,256,010 | | 12,619,519 | | |
| 別途積立金 | | 8,805,000 | | 10,005,000 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 2,451,010 | | 2,614,519 | | |
| 利益剰余金計 | | | 11,330,050 | | 12,693,559 | |
| 株主資本計 | | | 16,250,050 | | 17,613,559 | |
| 評価・換算差額等 | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | 38,026 | | 24,667 | |
| 評価・換算差額等計 | | | 38,026 | | 24,667 | |
| 純資産合計 | | | 16,288,077 | | 17,588,892 | |
| 負債純資産合計 | | | 19,711,313 | | 27,499,849 | |

(2)【損益計算書】

| (∠) 【損益計昇音】 | | | | | |
|-----------------------|-------|----------|-----------|---------------|-------------|
| | | 前事第 | | 当事第 | |
| | | (自 2018年 | | (自 2019年4月 1日 | |
| | 22.4- | | F3月31日) | | F3月31日) |
| 区分 | 注記 | 金 | | 金 | |
| | 番号 | (千 | n) | (千 | <u>「」)</u> |
| 営業収益 | | | 7 700 074 | | 0 450 046 |
| 委託者報酬 | | | 7,793,271 | | 8,458,016 |
| 運用受託報酬 | | | 965,238 | | 898,248 |
| 投資助言報酬 | | | 281,724 | | 280,440 |
| その他営業収益 | | | 593 | | - 0.000 704 |
| 営業収益計 | | | 9,040,826 | | 9,636,704 |
| 営業費用 | | | 4 704 500 | | 4 044 005 |
| 支払手数料 | | | 1,704,583 | | 1,614,335 |
| 広告宣伝費 | | | 37,891 | | 15,912 |
| 調査費 | | F40 000 | 1,160,822 | 500 540 | 1,357,718 |
| 調査費 | | 540,390 | | 580,513 | |
| 委託調査費 | | 618,070 | | 774,552 | |
| 図書費 | | 2,361 | 000 400 | 2,652 | 000 447 |
| 委託計算費 | | | 339,499 | | 362,447 |
| 営業雑経費 | | 04 004 | 84,914 | 04 707 | 110,063 |
| 通信費 | | 21,031 | | 21,707 | |
| 印刷費 | | 41,155 | | 58,336 | |
| 協会費 | | 13,173 | | 15,124 | |
| 諸会費 | | 1,347 | | 1,469 | |
| その他営業雑経費 | | 8,205 | | 13,425 | |
| 営業費用計 | | | 3,327,712 | | 3,460,477 |
| 一般管理費 | | | 4 000 504 | | 4 400 000 |
| 給料 | | 00.000 | 1,336,594 | 0.4 400 | 1,403,962 |
| 役員報酬 | | 88,362 | | 84,469 | |
| 給料・手当 | | 895,684 | | 939,814 | |
| 賞与 | | 156,753 | | 176,302 | |
| 賞与引当金繰入額 | | 180,895 | | 192,976 | |
| 役員退任慰労引当金繰入額 短利原先费 | | 14,900 | 470 044 | 10,400 | 404 704 |
| 福利厚生費 | | | 170,844 | | 184,734 |
| 交際費 | | | 18,673 | | 21,211 |
| 旅費交通費 | | | 39,994 | | 43,592 |
| 租税公課 | | | 93,387 | | 103,638 |
| 不動産賃借料 | | | 169,149 | | 174,195 |
| 賃借料 | | | 1,748 | | - |
| 役員退任慰労金 | | | - | | 3,750 |
| 退職給付費用 | | | 44,599 | | 46,152 |
| 固定資産減価償却費 | | | 28,828 | | 31,759 |
| 業務委託費 | | | 282,049 | | 346,403 |
| 諸経費 | | | 142,172 | | 160,019 |
| 一般管理費計 | | | 2,328,042 | | 2,519,421 |
| 営業利益 | | | 3,385,071 | | 3,656,806 |

| | | | | 1311111123 | 附古者(內国权貝语 |
|--------------|----|----------|-----------|---------------|------------|
| | | 前事業 | | 当事業 | 美年度 |
| | | (自 2018年 | ₹4月 1日 │ | (自 2019年4月 1日 | |
| | | 至 2019年 | ₹3月31日) | 至 2020年 | F3月31日) |
| 区分 | 注記 | 金 | 額 | 金 | 額 |
| <u> </u> | 番号 | (千 | 円) | (千 | 円) |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | | | 9,268 | | 7,701 |
| 有価証券利息 | 1 | | 8,193 | | 5,681 |
| 受取利息 | | | 62 | | 82 |
| 投資有価証券売却益 | | | 1,131 | | 25,593 |
| 投資有価証券償還益 | | | 104 | | 637 |
| その他 | | | 132 | | 564 |
| 営業外収益計 | | | 18,892 | | 40,260 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | 1 | | 4,391 | | 3,925 |
| 投資有価証券売却損 | | | 28,297 | | 1,036 |
| 投資有価証券償還損 | | | 146 | | - |
| その他 | | | 268 | | 3,232 |
| 営業外費用計 | | | 33,103 | | 8,193 |
| 経常利益 | | | 3,370,861 | | 3,688,874 |
| 特別損失 | | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | | 0 | | 13 |
| 特別損失計 | | | 0 | | 13 |
| 税引前当期純利益 | | | 3,370,861 | | 3,688,860 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 1,040,431 | | 1,145,683 |
| 法人税等調整額 | | | 10,324 | | 11,686 |
| 法人税等合計 | | | 1,030,106 | | 1,133,996 |
| 当期純利益 | | | 2,340,754 | _ | 2,554,863 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

| | | 株主資本 | | | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|-------------|------------|------------|--|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| 項目 | 資本金 | | 資本剰余金 | | その他利 | 益剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本 | |
| | 東华亚 | 資本準備金 | 合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 合計 | 合計 | |
| 当期首残高 | 3,420,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 74,040 | 7,905,000 | 2,000,856 | 9,979,896 | 14,899,896 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 990,600 | 990,600 | 990,600 | |
| 別途積立金の積立 | | | | | 900,000 | 900,000 | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 2,340,754 | 2,340,754 | 2,340,754 | |
| 株主資本以外の項目の | | | | | | | | | |
| 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | 900,000 | 450,154 | 1,350,154 | 1,350,154 | |
| 当期末残高 | 3,420,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 74,040 | 8,805,000 | 2,451,010 | 11,330,050 | 16,250,050 | |

| | 1 | | |
|-------------------------|----------------------|----------------|------------|
| | 評価・換 | 算差額等 | |
| 項目 | その他有価 証券評価差 額金 | 評価・換算差 額等合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 51,680 | 51,680 | 14,951,577 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 990,600 |
| 別途積立金の積立 | | | |
| 当期純利益 | | | 2,340,754 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 13,653 | 13,653 | 13,653 |
| 当期変動額合計 | 13,653 | 13,653 | 1,336,500 |
| 当期末残高 | 38,026 | 38,026 | 16,288,077 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| | | 株主資本 | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|--------|------------|-------------|------------|------------|--|
| | | 資本乗 | 制余金 | | 利益剰 | 制余金 | | | |
| 項目 | 資本金 | | 資本剰余金 | | その他利 | 益剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本 | |
| | 東华亚 | 資本準備金 | 合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 合計 | 合計 | |
| 当期首残高 | 3,420,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 74,040 | 8,805,000 | 2,451,010 | 11,330,050 | 16,250,050 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 1,191,355 | 1,191,355 | 1,191,355 | |
| 別途積立金の積立 | | | | | 1,200,000 | 1,200,000 | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 2,554,863 | 2,554,863 | 2,554,863 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | 1,200,000 | 163,508 | 1,363,508 | 1,363,508 | |
| 当期末残高 | 3,420,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 74,040 | 10,005,000 | 2,614,519 | 12,693,559 | 17,613,559 | |

| | 評価・換 | 算差額等 | |
|-------------------------|----------------------|----------------|------------|
| 項目 | その他有価 証券評価差 額金 | 評価・換算差 額等合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 38,026 | 38,026 | 16,288,077 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 1,191,355 |
| 別途積立金の積立 | | | |
| 当期純利益 | | | 2,554,863 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 62,693 | 62,693 | 62,693 |
| 当期変動額合計 | 62,693 | 62,693 | 1,300,814 |
| 当期末残高 | 24,667 | 24,667 | 17,588,892 |

重要な会計方針

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総 平均法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5~50年

器具備品 3~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年 | | | 事業年度 0年2月24日) |
|-------------------|--------------|----------|------------------|
| (2019年3月31日) | | (202 | 0年3月31日) |
| 1 関係会社に対する資 | 産及び負債 | 1 関係会社に対 | する資産及び負債 |
| 区分掲記されたもの以 | 外で各科目に含まれ | 区分掲記された | もの以外で各科目に含まれ |
| ているものは次のとおり | であります。 | ているものは次の | とおりであります。 |
| 預金 | 10,848,776千円 | 預金 | 1,357,112千円 |
| 2 有形固定資産の減価 | 值却累計額 | 2 有形固定資産 | の減価償却累計額 |
| 建物 | 86,645千円 | 建物 | 93,907千円 |
| 器具備品 | 105,592千円 | 器具備品 | 126,749千円 |
| 合計 | 192,238千円 | 合計 | 220,656千円 |
| | | | |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 | 当事業年度 | | |
|--|--|--|--|
| (自 2018年4月 1日 | (自 2019年4月 1日 | | |
| 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) | | |
| 1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。 有価証券利息 8,193千円 支払利息 4,391千円 | 1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。 有価証券利息 5,681千円 支払利息 3,925千円 | | |
| 2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。野具備品0千円合計0千円 | 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 13千円 合計 13千円 | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|------------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 (株) | 38,400 | | | 38,400 |
| A 種種類株式(株) | 15,000 | | | 15,000 |
| 合 計(株) | 53,400 | | | 53,400 |

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|---------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年6月25日 | 普通株式 | 969,600 | 25,250 | 2018年3月31日 | 2018年6月26日 |
| 定時株主総会 | A 種種類株式 | 21,000 | 1,400 | 2018年3月31日 | 2018年6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|---------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月24日 | 普通株式 | 1,170,355 | 利益剰余金 | 30,478 | 2019年3月31日 | 2019年6月25日 |
| 定時株主総会 | A 種種類株式 | 21,000 | 利益剰余金 | 1,400 | 2019年3月31日 | 2019年6月25日 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 (株) | 38,400 | - | - | 38,400 |
| A種種類株式(株) | 15,000 | - | - | 15,000 |
| 合 計(株) | 53,400 | - | - | 53,400 |

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| (') | ~ 10 HX 13 | | | | |
|------------|------------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
| 2019年6月24日 | 普通株式 | 1,170,355 | 30,478 | 2019年3月31日 | 2019年6月25日 |
| 定時株主総会 | A 種種類株式 | 21,000 | 1,400 | 2019年3月31日 | 2019年6月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|---------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月25日 | 普通株式 | 1,286,400 | 利益剰余金 | 33,500 | 2020年3月31日 | 2020年6月26日 |
| 定時株主総会 | A 種種類株式 | 21,000 | 利益剰余金 | 1,400 | 2020年3月31日 | 2020年6月26日 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------------|-------------|
| 2019年3月31日 | 2020年3月31日 |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)をご参照ください。)。

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|------------|------------|-------|
| (1)現金及び預金 | 10,953,987 | 10,953,987 | - |
| (2)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,055,106 | 1,055,106 | - |
| (3)その他の関係会社有価証券(*) | | | |
| 満期保有目的の債券 | 5,000,000 | 5,003,175 | 3,175 |
| 資産計 | 17,009,094 | 17,012,269 | 3,175 |

^{(*)1}年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま す。

- (2)有価証券及び投資有価証券
 - 投資信託の時価は、基準価額によっております。
- (3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---|------------|-----------|----------|-------|
| 預金 | 10,953,697 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期のあるもの その他の関係会社有価証券 | 91,023 | 661,233 | 34,918 | 1,045 |
| 満期保有目的の債券 | 1,000,000 | 4,000,000 | - | - |
| 合計 | 12,044,720 | 4,661,233 | 34,918 | 1,045 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|------------|------------|-------|
| (1)現金及び預金 | 1,500,057 | 1,500,057 | |
| (2)立替金 | 18,100,000 | 18,100,000 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 1,838,990 | 1,838,990 | - |
| (4)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,003,692 | 1,003,692 | - |
| (5)その他の関係会社有価証券(*) | | | |
| 満期保有目的の債券 | 4,000,000 | 3,998,450 | 1,550 |
| 資産計 | 26,442,739 | 26,441,189 | 1,550 |
| (1)短期借入金 | 7,000,000 | 7,000,000 | - |
| 負債計 | 7,000,000 | 7,000,000 | - |

(*)1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1)現金及び預金、(2)立替金、(3)未収委託者報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておいます
- (4)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、当期の決算日の基準価額によっております。

(5)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関が提示する参考時価情報によっております。

<u>負</u>債

、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってお 1ます

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------------|-----------|-----------|----------|--------|
| 預金 | 1,499,843 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 1,838,990 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満 | _ | 542,216 | 86,552 | 90,900 |
| 期のあるもの | - | 342,210 | 00,332 | 90,900 |
| その他の関係会社有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,000,000 | 3,000,000 | - | - |
| 合計 | 4,338,833 | 3,542,216 | 86,552 | 90,900 |

(注3)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定額

| | | | | | (| 一世・113 / |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
| 短期借入金 | 7,000,000 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 7,000,000 | - | - | - | - | - |

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

1.満期保有目的の債券

(単位:千円)

| | | | ` ' | |
|------------|-----|-----------|-----------|-------|
| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上 | 金融債 | 2,750,000 | 2,754,025 | 4,025 |
| 額を超えるもの | 小計 | 2,750,000 | 2,754,025 | 4,025 |
| 時価が貸借対照表計上 | 金融債 | 2,250,000 | 2,249,150 | 850 |
| 額を超えないもの | 小計 | 2,250,000 | 2,249,150 | 850 |
| 合計 | | 5,000,000 | 5,003,175 | 3,175 |

2. その他有価証券

(単位:千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------|-----|-----------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取 | その他 | 662,842 | 573,533 | 89,308 |
| 得原価を超えるもの | 小計 | 662,842 | 573,533 | 89,308 |
| 貸借対照表計上額が取 | その他 | 392,264 | 426,739 | 34,475 |
| 得原価を超えないもの | 小計 | 392,264 | 426,739 | 34,475 |
| 合計 | | 1,055,106 | 1,000,273 | 54,832 |

(注)時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当 該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処 理」という。)することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3.売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|---------|---------|---------|
| その他 | 281,834 | 1,131 | 28,297 |
| 合計 | 281,834 | 1,131 | 28,297 |

当事業年度(2020年3月31日)

1.満期保有目的の債券

(単位:千円) 種類 貸借対照表計上額 時価 差額 金融債 750,000 750,450 450 時価が貸借対照表計上 額を超えるもの 750,000 750.450 450 小計 金融債 3,250,000 3,248,000 2,000 時価が貸借対照表計上 額を超えないもの 小計 3,250,000 3,248,000 2,000 4,000,000 3,998,450 1,550 合計

2. その他有価証券

(単位:千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------|-----|-----------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取 | その他 | 527,717 | 457,409 | 70,307 |
| 得原価を超えるもの | 小計 | 527,717 | 457,409 | 70,307 |
| 貸借対照表計上額が取 | その他 | 475,975 | 563,421 | 87,446 |
| 得原価を超えないもの | 小計 | 475,975 | 563,421 | 87,446 |
| 合計 | | 1,003,692 | 1,020,831 | 17,138 |

(注)時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当 該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処 理」という。) することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおり であります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄 時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3.売却したその他有価証券

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|---------|---------|---------|
| その他 | 117,187 | 25,593 | 1,036 |
| 合計 | 117,187 | 25,593 | 1,036 |

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります。)を採用しておりま す。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位:千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|---------------|---------------|
| | (自 2018年4月 1日 | (自 2019年4月 1日 |
| | 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) |
| 退職給付引当金の期首残高 | 179,077 | 187,460 |
| 退職給付費用 | 28,033 | 28,307 |
| 退職給付の支払額 | 19,650 | 11,234 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 187,460 | 204,533 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位:千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|---------------------|--------------|--------------|
| | (2019年3月31日) | (2020年3月31日) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 187,460 | 204,533 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 187,460 | 204,533 |
| 退職給付引当金 | 187,460 | 204,533 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 187,460 | 204,533 |

(3) 退職給付費用 (単位:千円)

| (=) 1=1311111 | | (1 .— 1 1 1 2) |
|----------------|---------------|------------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (自 2018年4月 1日 | (自 2019年4月 1日 |
| | 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 28,033 | 28,307 |

(税効果会計関係)

(単位:千円)

| | | (- | <u> </u> |
|--|---------|---|----------|
| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
| (2019年3月31日) | | (2020年3月31日) | |
| 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の | 発生の主 | 1.繰延税金資産及び繰延税金負債 | の発生の主 |
| な原因別の内訳 | | な原因別の内訳 | |
| /B3734 A \% ** | | 607774 A 7077 | |
| 繰延税金資産 | 51,625 | 繰延税金資産 | 52,965 |
| ソフトウェア償却超過額 | 3,960 | ソフトウェア償却超過額 | 4,450 |
| 敷金償却否認 | 2,591 | 敷金償却否認 | 2,591 |
| 会員権評価損否認 | 1,395 | 会員権評価損否認 電話加入権評価損 | 1,395 |
| 電話加入権評価損 賞与引当金 | 55,390 | 电码加入推带调换 賞与引当金 | 59,089 |
| 貝切り日本 役員退任慰労引当金 | 18,249 | 貝ラソヨ並 役員退任慰労引当金 | 13,901 |
| 投資圏は窓方引当金 退職給付引当金 | 57,400 | 投資退任認力引当並 退職給付引当金 | 62,628 |
| その他有価証券評価差額金 | 10,556 | 宮嶼紀内のコヨ亜 その他有価証券評価差額金 | 26,775 |
| 未払事業税 | 35,833 | | 36,548 |
| その他 | 5,272 | その他 | 5,978 |
| | 242,275 | でめた 繰延税金資産小計 | 266,324 |
| 評価性引当額 | 26,213 | 評価性引当額 | 35,115 |
| 編述 | 216,062 | 繰延税金資産合計 | 231,208 |
| | 210,002 | | 231,200 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 27,346 | その他有価証券評価差額金 | 21,528 |
| 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 | 27,346 | 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 | 21,528 |
| 繰延税並員座の網領 | 188,715 | 綵処悦並貝座の紀領 | 209,680 |
| 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後 等の負担率との差異の原因となった 別の内訳 | | 2 . 法定実効税率と税効果会計適用 等の負担率との差異の原因となっ 別の内訳 | |
| 当事業年度は、法定実効税率と税効 用後の法人税等の負担率との間の差異 効税率の100分の5以下であるため注記 ております。 | が法定実 | 当事業年度は、法定実効税率と税 用後の法人税等の負担率との間の差 効税率の100分の5以下であるため注 ております。 | 異が法定実 |

(資産除去債務関係)

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|--|--|
| (自 2018年4月 1日 | (自 2019年4月 1日 |
| 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) |
| 本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。 | 本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。 |

(セグメント情報等) [セグメント情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

| 日本 | ケイマン | 合計 |
|-----------|---------|-----------|
| 8,136,568 | 904,257 | 9,040,826 |

(注)営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地) を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|--|-----------|------------|
| 農林中央金庫 | 1,741,003 | 投資運用業 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 1,153,935 | 投資運用業 |
| State Street Cayman Trust Company,Ltd. | 604,053 | 投資運用業 |

⁽注)営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託 報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それ ぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

| 日本 | ケイマン | 合計 |
|-----------|---------|-----------|
| 8,768,245 | 868,459 | 9,636,704 |

(注)営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地) を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|--|-----------|------------|
| 農林中央金庫 | 1,913,159 | 投資運用業 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 1,433,389 | 投資運用業 |
| State Street Cayman Trust Company,Ltd. | 587,396 | 投資運用業 |

⁽注)営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託 報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。 (関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等 の名称 又は 氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|---------|---------------------------|-------------------|----------------------------|--------------------------------------|-----------|------------------|-------|----------|
| 親会社 | 農林中央金庫 | 東京都千代田区 | 4,040,198 | 金融業 | | 当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任 | | 4,391 | 短期借入金 | - |

- (注)取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して 利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等 の名称 又は 氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|---------|---------------------------|-------------------|----------------------------|--------------------------------------|------------------------------|------------------|-----------|-----------|
| 親会社 | 農林中央金庫 | 東京都千代田区 | 4,040,198 | 金融業 | 被所有 直接 50.91% | 当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任 | 資金の借入 に係る利息 の支払 (*) | 3,925 | 短期借入 金 | 7,000,000 |

- (注)取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して 利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|---------------|---------------|
| | (自 2018年4月 1日 | (自 2019年4月 1日 |
| | 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) |
| 1 株当たり純資産額 | 345,496円81銭 | 379,372円18銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 60,410円26銭 | 65,986円03銭 |

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------------------|---------------|---------------|
| | (自 2018年4月 1日 | (自 2019年4月 1日 |
| | 至 2019年3月31日) | 至 2020年3月31日) |
| 当期純利益金額(千円) | 2,340,754 | 2,554,863 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | 21,000 | 21,000 |
| (うちA種種類株式配当額(千円)) | (21,000) | (21,000) |
| 普通株式に係る当期純利益金額 | 2 210 754 | 2 522 962 |
| (千円) | 2,319,754 | 2,533,863 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 38,400 | 38,400 |

3.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------------|--------------|--------------|
| | (2019年3月31日) | (2020年3月31日) |
| 純資産の部の合計額 (千円) | 16,288,077 | 17,588,892 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 3,021,000 | 3,021,000 |
| (千円) | 3,621,666 | 5,621,666 |
| (うちA種種類株式払込金額(千円)) | (3,000,000) | (3,000,000) |
| (うちA種種類株式配当額(千円)) | (21,000) | (21,000) |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 13,267,077 | 14,567,892 |
| (千円) | 13,207,077 | 14,507,032 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられ | 38,400 | 38,400 |
| た期末の普通株式の数(株) | 30,400 | 30,400 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について 該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

名称

農中信託銀行株式会社

資本金の額(2020年3月末日現在)

20,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概況 >

名称

株式会社日本カストディ銀行

資本金の額(2020年7月27日現在)

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

| 水海道信用農業協同組合連合会 | 2) 販売会任 | | | |
|---|----------------|---------|-----------|---|
| 農林中央金庫4,040,198 (4,040,198)会議協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、会裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。北海道信用農業協同組合連合会196,273 (23,463)岩手県信用農業協同組合連合会123,463 (28,669)茨城県信用農業協同組合連合会1165,600 (40,600)東京都信用農業協同組合連合会1130,200 (40,600)福野県信用農業協同組合連合会1201,700 (56,200)石川県信用農業協同組合連合会133,047 (46,18)静岡県信用農業協同組合連合会1161,300 (46,18)静岡県信用農業協同組合連合会1161,300 (40,700)三重県信用農業協同組合連合会1220,402三重県信用農業協同組合連合会1220,402三重県信用農業協同組合連合会140,700 (47,000)京都府信用農業協同組合連合会140,700 (41,997)大阪府信用農業協同組合連合会141,997大阪府信用農業協同組合連合会1140,600 (41,997)大阪府信用農業協同組合連合会1140,600 (40,600) (41,997)大阪府信用農業協同組合連合会1208,800和歌山県信用農業協同組合連合会157,883 | 名称 | 資本金の額 | (単位:百万円) | 事業の内容 |
| 農林中央金庫 4,040,198 会議資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の全国金融機関として、会議資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。 北海道信用農業協同組合連合会 1 96,273 と表に関係を関係を関係しています。 と表に関係を関係しています。 お海県信用農業協同組合連合会 1 23,463 次城県信用農業協同組合連合会 1 165,600 東京都信用農業協同組合連合会 1 130,200 神奈川県信用農業協同組合連合会 1 130,200 神奈川県信用農業協同組合連合会 1 130,200 神奈川県信用農業協同組合連合会 1 60,662 新潟県信用農業協同組合連合会 1 56,200 石川県信用農業協同組合連合会 1 74,618 静岡県信用農業協同組合連合会 1 74,618 静岡県信用農業協同組合連合会 1 161,300 農業等を営んでおります。 愛知県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | | (2020年3 | 月末日現在) | |
| 岩手県信用農業協同組合連合会 1 23,463 茨城県信用農業協同組合連合会 1 165,600 東京都信用農業協同組合連合会 1 130,200 神奈川県信用農業協同組合連合会 1 201,700 長野県信用農業協同組合連合会 1 60,662 新潟県信用農業協同組合連合会 1 33,047 岐阜県信用農業協同組合連合会 1 33,047 岐阜県信用農業協同組合連合会 1 74,618 静岡県信用農業協同組合連合会 1 161,300 愛知県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 23,373 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | | | 4,040,198 | 同組合、森林組合などの協同 組織の全国金融機関として、 余裕資金の効率運用と資金の 需給調整、当該協同組織の信 用力の維持向上及び業務機能 |
| 茨城県信用農業協同組合連合会128,669埼玉県信用農業協同組合連合会1165,600東京都信用農業協同組合連合会1130,200神奈川県信用農業協同組合連合会1201,700長野県信用農業協同組合連合会160,662新潟県信用農業協同組合連合会133,047岐阜県信用農業協同組合連合会174,618静岡県信用農業協同組合連合会1161,300愛知県信用農業協同組合連合会1220,402三重県信用農業協同組合連合会1220,402福井県信用農業協同組合連合会123,373滋賀県信用農業協同組合連合会140,700京都府信用農業協同組合連合会141,997大阪府信用農業協同組合連合会1140,600兵庫県信用農業協同組合連合会1140,600兵庫県信用農業協同組合連合会1208,800和歌山県信用農業協同組合連合会157,883 | | | | |
| 埼玉県信用農業協同組合連合会 1 130,200 東京都信用農業協同組合連合会 1 201,700 長野県信用農業協同組合連合会 1 60,662 新潟県信用農業協同組合連合会 1 56,200 石川県信用農業協同組合連合会 1 74,618 静岡県信用農業協同組合連合会 1 74,618 静岡県信用農業協同組合連合会 1 161,300 愛知県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 23,373 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | | | | |
| 東京都信用農業協同組合連合会 1 201,700 長野県信用農業協同組合連合会 1 60,662 新潟県信用農業協同組合連合会 1 56,200 石川県信用農業協同組合連合会 1 33,047 岐阜県信用農業協同組合連合会 1 74,618 静岡県信用農業協同組合連合会 1 161,300 愛知県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 68,752 福井県信用農業協同組合連合会 1 23,373 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | | 1 | 28,669 | |
| 神奈川県信用農業協同組合連合会 1 201,700 長野県信用農業協同組合連合会 1 60,662 新潟県信用農業協同組合連合会 1 56,200 石川県信用農業協同組合連合会 1 33,047 岐阜県信用農業協同組合連合会 1 74,618 静岡県信用農業協同組合連合会 1 161,300 愛知県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 68,752 福井県信用農業協同組合連合会 1 23,373 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | | 1 | 165,600 | |
| 長野県信用農業協同組合連合会 1 56,200石川県信用農業協同組合連合会 1 33,047岐阜県信用農業協同組合連合会 1 74,618静岡県信用農業協同組合連合会 1 161,300番乗業協同組合連合会 1 220,402三重県信用農業協同組合連合会 1 220,402三重県信用農業協同組合連合会 1 23,373滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | 東京都信用農業協同組合連合会 | 11 | 130,200 | |
| 新潟県信用農業協同組合連合会 1 56,200 石川県信用農業協同組合連合会 1 33,047 岐阜県信用農業協同組合連合会 1 74,618 静岡県信用農業協同組合連合会 1 161,300 愛知県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 68,752 福井県信用農業協同組合連合会 1 23,373 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | | 1 | 201,700 | |
| 石川県信用農業協同組合連合会133,047岐阜県信用農業協同組合連合会174,618静岡県信用農業協同組合連合会1161,300愛知県信用農業協同組合連合会1220,402三重県信用農業協同組合連合会168,752福井県信用農業協同組合連合会123,373滋賀県信用農業協同組合連合会140,700京都府信用農業協同組合連合会141,997大阪府信用農業協同組合連合会1140,600兵庫県信用農業協同組合連合会1208,800和歌山県信用農業協同組合連合会157,883 | 長野県信用農業協同組合連合会 | 11 | 60,662 | |
| 岐阜県信用農業協同組合連合会 | 新潟県信用農業協同組合連合会 | 11 | 56,200 | |
| 静岡県信用農業協同組合連合会 1 161,300 要知県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 68,752 福井県信用農業協同組合連合会 1 23,373 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | 石川県信用農業協同組合連合会 | 11 | 33,047 | |
| 静岡県信用農業協同組合連合会1161,300 220,402愛知県信用農業協同組合連合会1220,402三重県信用農業協同組合連合会168,752福井県信用農業協同組合連合会123,373滋賀県信用農業協同組合連合会140,700京都府信用農業協同組合連合会141,997大阪府信用農業協同組合連合会1140,600兵庫県信用農業協同組合連合会1208,800和歌山県信用農業協同組合連合会157,883 | 岐阜県信用農業協同組合連合会 | 11 | | 農業協同組合注に基づき信用 |
| 愛知県信用農業協同組合連合会 1 220,402 三重県信用農業協同組合連合会 1 68,752 福井県信用農業協同組合連合会 1 23,373 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | 静岡県信用農業協同組合連合会 | 11 | 161,300 | |
| 福井県信用農業協同組合連合会 1 23,373 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | | 11 | 220,402 | 子木() C日() ((()) (()) |
| 滋賀県信用農業協同組合連合会 1 40,700 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | 三重県信用農業協同組合連合会 | 11 | 68,752 | |
| 京都府信用農業協同組合連合会 1 41,997 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | 福井県信用農業協同組合連合会 | 11 | 23,373 | |
| 大阪府信用農業協同組合連合会 1 140,600 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | 滋賀県信用農業協同組合連合会 | | 40,700 | |
| 兵庫県信用農業協同組合連合会 1 208,800 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | 京都府信用農業協同組合連合会 | 11 | 41,997 | |
| 和歌山県信用農業協同組合連合会 1 57,883 | 大阪府信用農業協同組合連合会 | 11 | 140,600 | |
| | 兵庫県信用農業協同組合連合会 | 11 | 208,800 | |
| 広阜県信田農業協同組合連合会 1 90.200 | | 11 | 57,883 | |
| | 広島県信用農業協同組合連合会 | 11 | 80,200 | |

| 山口県信用農業協同組合連合会 | 1 | 35,542 |
|----------------|----------|--------|
| 徳島県信用農業協同組合連合会 | 1 | 32,500 |
| 香川県信用農業協同組合連合会 | 1 | 28,418 |
| 高知県信用農業協同組合連合会 | 1 | 24,879 |
| 福岡県信用農業協同組合連合会 | 1 | 46,173 |
| 佐賀県信用農業協同組合連合会 | 1 | 28,129 |
| 大分県信用農業協同組合連合会 | 1 | 15,509 |
| 宮崎県信用農業協同組合連合会 | 1 | 25,200 |
| きたそらち農業協同組合 | 1 | 3,331 |
| 岩手中央農業協同組合 | 1 | 4,329 |
| 岩手江刺農業協同組合 | 1 | 2,328 |
| 仙台農業協同組合 | 1 | 3,375 |
| みやぎ亘理農業協同組合 | 1 | 1,532 |
| みやぎ登米農業協同組合 | 1 | 6,378 |
| 新みやぎ農業協同組合 | 1 | 10,536 |
| いしのまき農業協同組合 | 1 | 4,584 |
| みやぎ仙南農業協同組合 | 1 | 3,882 |
| 秋田しんせい農業協同組合 | 1 | 5,410 |
| 山形農業協同組合 | 1 | 4,007 |
| さがえ西村山農業協同組合 | 1 | 3,682 |
| 山形おきたま農業協同組合 | 1 | 4,761 |
| 鶴岡市農業協同組合 | 1 | 1,474 |
| 庄内たがわ農業協同組合 | 1 | 4,290 |
| ふくしま未来農業協同組合 | 1 | 15,999 |
| 福島さくら農業協同組合 | 1 | 8,942 |
| 水戸農業協同組合 | 1 | 3,310 |
| 茨城みなみ農業協同組合 | 1 | 1,231 |
| 北つくば農業協同組合 | 1 | 3,393 |
| はが野農業協同組合 | 1 | 3,888 |
| 那須南農業協同組合 | 1 | 1,171 |
| 前橋市農業協同組合 | 1 | 4,097 |
| 高崎市農業協同組合 | 1 | 2,121 |
| 佐波伊勢崎農業協同組合 | 1 | 2,573 |
| さいたま農業協同組合 | 1 | 8,291 |
| あさか野農業協同組合 | 1 | 867 |
| いるま野農業協同組合 | 1 | 5,778 |
| 埼玉中央農業協同組合 | 1 | 2,349 |
| くまがや農業協同組合 | 1 | 2,721 |
| ほくさい農業協同組合 | 1 | 3,135 |
| 越谷市農業協同組合 | 1 | 2,035 |
| 南彩農業協同組合 | 1 | 2,835 |
| 埼玉みずほ農業協同組合 | 1 | 1,469 |
| さいかつ農業協同組合 | 1 | 1,842 |
| ふかや農業協同組合 | 1 | 1,732 |
| 市川市農業協同組合 | 1 | 3,323 |
| 横浜農業協同組合 | 1 | 11,919 |
| セレサ川崎農業協同組合 | 1 | 2,517 |
| よこすか葉山農業協同組合 | 1 | 1,411 |
| 5~11 未山灰未脚門紅口 | <u> </u> | 1,411 |

| 1 13 - # WL I + - 1 - A | | 1 |
|-------------------------------------|----------|--------|
| さがみ農業協同組合 | 1 | 5,161 |
| 湘南農業協同組合 | 1 | 3,301 |
| 秦野市農業協同組合 | 1 | 1,698 |
| かながわ西湘農業協同組合 | 1 | 2,448 |
| 厚木市農業協同組合 | 1 | 2,477 |
| 相模原市農業協同組合 | 1 | 859 |
| 神奈川つくい農業協同組合 | 1 | 806 |
| 長野八ヶ岳農業協同組合 | 1 | 4,159 |
| 佐久浅間農業協同組合 | 1 | 6,853 |
| 信州うえだ農業協同組合 | 1 | 4,172 |
| 信州諏訪農業協同組合 | 1 | 6,384 |
| 上伊那農業協同組合 | 1 | 8,122 |
| みなみ信州農業協同組合 | 1 | 4,436 |
| 松本ハイランド農業協同組合 | 1 | 6,494 |
| 塩尻市農業協同組合 | 1 | 1,563 |
| あづみ農業協同組合 | 1 | 4,164 |
| 大北農業協同組合 | 1 | 3,141 |
| グリーン長野農業協同組合 | 1 | 3,803 |
| 中野市農業協同組合 | 1 | 2,590 |
| ながの農業協同組合 | 1 | 12,924 |
| 北越後農業協同組合 | 1 | 2,971 |
| 胎内市農業協同組合 | 1 | 1,321 |
| 新潟みらい農業協同組合 | 1 | 4,781 |
| 新津さつき農業協同組合 | 1 | 1,558 |
| 越後中央農業協同組合 | 1 | 5,202 |
| にいがた南蒲農業協同組合 | 1 | 4,946 |
| 越後ながおか農業協同組合 | 1 | 5,382 |
| 越後おぢや農業協同組合 | 1 | 2,379 |
| 北魚沼農業協同組合 | 1 | 2,660 |
| 十日町農業協同組合 | 1 | 2,729 |
| 柏崎農業協同組合 | 1 | 3,344 |
| えちご上越農業協同組合 | 1 | 7,703 |
| ひすい農業協同組合 | 1 | 1,225 |
| にいがた岩船農業協同組合 | 1 | 2,414 |
| 佐渡農業協同組合 | 1 | 2,422 |
| 新潟市農業協同組合 | 1 | 3,162 |
| 加賀農業協同組合 | 1 | 1,986 |
| 小松市農業協同組合 | 1 | 1,876 |
| 能美農業協同組合 | 1 | 1,259 |
| 金沢中央農業協同組合 | 1 1 | 1,061 |
| 金沢市農業協同組合 | 1 | 3,136 |
| 石川かほく農業協同組合 | 1 | 2,023 |
| はくい農業協同組合 | 1 | 1,361 |
| はてい展業励内組合 能登わかば農業協同組合 | 1 | 2,650 |
| おおぞら農業協同組合 | 1 | 1,404 |
| ぎふ農業協同組合 | 1 | 7,192 |
| 西美濃農業協同組合 | 1 | 4,584 |
| 四美振展乗跡回組合 100円農業協同組合 100円農業協同組合 | 1 1 | |
| v・U・川辰未 加口 | <u> </u> | 2,019 |

| | 1 . | |
|----------------------------|-----|-------|
| めぐみの農業協同組合 | 1 | 4,997 |
| 陶都信用農業協同組合 | 1 | 1,604 |
| 東美濃農業協同組合 | 1 | 2,610 |
| 飛騨農業協同組合 | 1 | 6,452 |
| 伊豆太陽農業協同組合 | 1 | 1,757 |
| 三島函南農業協同組合 | 1 | 1,012 |
| 伊豆の国農業協同組合 | 1 | 902 |
| あいら伊豆農業協同組合 | 1 | 901 |
| 南駿農業協同組合 | 1 | 3,113 |
| 御殿場農業協同組合 | 1 | 1,215 |
| 富士市農業協同組合 | 1 | 1,467 |
| 富士宮農業協同組合 | 1 | 932 |
| 清水農業協同組合 | 1 | 2,945 |
| 静岡市農業協同組合 | 1 | 1,868 |
| 大井川農業協同組合 | 1 | 3,364 |
| ハイナン農業協同組合 | 1 | 840 |
| 掛川市農業協同組合 | 1 | 766 |
| 遠州夢咲農業協同組合 | 1 | 3,495 |
| 遠州中央農業協同組合 | 1 | 3,273 |
| とぴあ浜松農業協同組合 | 1 | 3,677 |
| 三ケ日町農業協同組合 | 1 | 295 |
| なごや農業協同組合 | 1 | 2,411 |
| 尾張中央農業協同組合 | 1 | 2,091 |
| 西春日井農業協同組合 | 1 | 156 |
| あいち尾東農業協同組合 | 1 | 1,201 |
| 愛知北農業協同組合 | 1 | 751 |
| 愛知西農業協同組合 | 1 | 1,606 |
| あいち海部農業協同組合 | 1 | 1,080 |
| あいち知多農業協同組合 | 1 | 6,979 |
| あいち中央農業協同組合 | 1 | 3,542 |
| 西三河農業協同組合 | 1 | 1,316 |
| あいち三河農業協同組合 | 1 | 1,118 |
| あいち豊田農業協同組合 | 1 | 1,808 |
| 愛知東農業協同組合 | 1 | 948 |
| 蒲郡市農業協同組合 | 1 | 296 |
| ひまわり農業協同組合 | 1 | 1,406 |
| 愛知みなみ農業協同組合 | 1 | 1,330 |
| 豊橋農業協同組合 | 1 | 2,495 |
| 三重北農業協同組合 | 1 | 6,148 |
| 会 会 能 農業協 同組合 | 1 | 1,574 |
| 津安芸農業協同組合 | 1 | 2,408 |
| 伊勢農業協同組合 | 1 | 6,287 |
| 伊賀ふるさと農業協同組合 | 1 | 3,733 |
| おうみ富士農業協同組合 | 1 | 2,641 |
| 甲賀農業協同組合 | 1 1 | 2,518 |
| 中員長来励问組合 グリーン近江農業協同組合 | 1 1 | 4,487 |
| 東びわこ農業協同組合 | 1 1 | 3,892 |
| 北びわこ農業協同組合 | 1 1 | |
| 100170 辰来 別型口 | 1 1 | 1,877 |

| [| 1 | |
|--------------------------|---|---------------------------------------|
| 北大阪農業協同組合 | 1 | 1,845 |
| 茨木市農業協同組合 | 1 | 1,217 |
| 大阪泉州農業協同組合 | 1 | 1,961 |
| いずみの農業協同組合 | 1 | 2,841 |
| 堺市農業協同組合 | 1 | 1,190 |
| 大阪南農業協同組合 | 1 | 3,728 |
| グリーン大阪農業協同組合 | 1 | 1,466 |
| 大阪中河内農業協同組合 | 1 | 4,237 |
| 北河内農業協同組合 | 1 | 2,640 |
| 大阪市農業協同組合 | 1 | 2,318 |
| 兵庫六甲農業協同組合 | 1 | 5,754 |
| あかし農業協同組合 | 1 | 421 |
| 兵庫南農業協同組合 | 1 | 3,749 |
| みのり農業協同組合 | 1 | 4,340 |
| 兵庫みらい農業協同組合 | 1 | 3,456 |
| 加古川市南農業協同組合 | 1 | 518 |
| 兵庫西農業協同組合 | 1 | 12,582 |
| 相生市農業協同組合 | 1 | 104 |
| ハリマ農業協同組合 | 1 | 928 |
| たじま農業協同組合 | 1 | 4,383 |
| 丹波ひかみ農業協同組合 | 1 | 2,220 |
| 丹波ささやま農業協同組合 | 1 | 2,150 |
| 淡路日の出農業協同組合 | 1 | 1,862 |
| あわじ島農業協同組合 | 1 | 3,943 |
| 奈良県農業協同組合 | 1 | 9,371 |
| わかやま農業協同組合 | 1 | 4,698 |
| ながみね農業協同組合 | 1 | 2,012 |
| 紀の里農業協同組合 | 1 | 3,716 |
| 紀北川上農業協同組合 | 1 | 4,671 |
| ありだ農業協同組合 | 1 | 2,091 |
| 紀州農業協同組合 | 1 | 3,712 |
| | 1 | 4,778 |
| みくまの農業協同組合 | 1 | 1,059 |
| 島取いなば農業協同組合 | 1 | 5,888 |
| | 1 | 3,740 |
| 馬取中不展業協同組合 鳥取西部農業協同組合 | 1 | 5,066 |
| 局权日命展表励问組立 島根県農業協同組合 | 1 | 22,328 |
| | 1 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | | 9,390 |
| 佐伯中央農業協同組合 | 1 | 1,390 |
| 広島中央農業協同組合 | 1 | 3,076 |
| 福山市農業協同組合 | 1 | 6,056 |
| 三次農業協同組合 | 1 | 1,834 |
| 山口県農業協同組合 | 1 | 16,655 |
| 徳島市農業協同組合 | 1 | 3,215 |
| 香川県農業協同組合 | 1 | 25,453 |
| 越智今治農業協同組合 | 1 | 6,444 |
| 高知市農業協同組合 | 1 | 4,777 |
| 高知県農業協同組合 | 1 | 11,009 |

| | | | 有価証券報告書(内国投資信 |
|--------------|---|----------|--------------------------------------|
| 福岡八女農業協同組合 | 1 | 3,409 | |
| 宮崎中央農業協同組合 | 1 | 5,718 | |
| 延岡農業協同組合 | 1 | 1,416 | |
| 沖縄県農業協同組合 | 1 | 22,989 | |
| マインズ農業協同組合 | 1 | 1,784 | |
| 県央愛川農業協同組合 | 1 | 483 | |
| 越前たけふ農業協同組合 | 1 | 2,878 | |
| 黒部市農業協同組合 | 1 | 1,330 | |
| 山武郡市農業協同組合 | 1 | 4,756 | |
| 洗馬農業協同組合 | 1 | 928 | |
| ちちぶ農業協同組合 | 1 | 1,843 | |
| 埼玉ひびきの農業協同組合 | 1 | 1,933 | |
| 君津市農業協同組合 | 1 | 3,748 | |
| 町田市農業協同組合 | 1 | 1,016 | |
| 福井県農業協同組合 | 2 | 17,420 | |
| 晴れの国岡山農業協同組合 | 2 | 25,314 | |
| 佐賀県農業協同組合 | 1 | 21,957 | |
| 伊万里市農業協同組合 | 1 | 2,400 | |
| 唐津農業協同組合 | 1 | 4,472 | |
| 邑楽館林農業協同組合 | 1 | 2,969 | |
| 千葉みらい農業協同組合 | 1 | 2,971 | |
| 水郷つくば農業協同組合 | 1 | 4,064 | |
| 下野農業協同組合 | 1 | 2,043 | |
| とうかつ中央農業協同組合 | 1 | 1,658 | |
| 東京中央農業協同組合 | 1 | 1,156 | |
| みなみ魚沼農業協同組合 | 1 | 2,096 | |
| 大阪北部農業協同組合 | 1 | 1,652 | |
| みずほ証券株式会社 | | 125,167第 | 金融商品取引法」に定める 一種金融商品取引業を営ん います。 |

- 1 出資金の額(2020年3月末日現在)
- 2 出資金の額(2020年4月1日現在)

2【関係業務の概要】

(1)受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

(2)販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^(注)と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注)農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

EDINET提出書類

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(E12882)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

農中信託銀行株式会社は委託者が発行する議決権を有しないA種種類株式を保有しており、持株 比率は28.09%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

(注)委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持 株比率と議決権保有比率が一致しません。

第3【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

| 書類名 | 提出年月日 | 提出先 |
|---------|--------------|-------|
| 有価証券報告書 | 2019年10月21日 | |
| 有価証券届出書 | 2019年10月21日 | 関東財務局 |
| 半期報告書 | 2020年 4 月22日 | |
| 有価証券届出書 | 2020年 4 月22日 | |

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 細 野 和 也 印

公認会計士 長 尾 充 洋 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務 諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年9月9日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農中日経225オープンの2019年7月23日から2020年7月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農中日経 225オープンの2020年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要 な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人 としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手し たと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。